



新しく整備された「北門」

平成二三年四月に、法学研究科長・法学部長に選任され、同窓会長を務めさせていたでいております。本年度も同窓会長として微力を尽くす所存ですので、同窓生の皆様におかれましては、変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

東日本大震災から一年余りが過ぎました。改めて、東日本大震災で罹災された同窓会員の皆様にお見舞い申し上げます。また地震発生直後から物心両面にわたる心温まるご支援をくださった同窓会員の皆様に、心より厚く御礼申し上げます。震災以来、被災地も日本もさまざまな困難に直面する日々が続きました。講義棟を結ぶ通路等の補修はまだ完成していない部分も残りますが、講義をはじめとする大学の日常には支障はなく、学内の日々は落ち着いております。今年も、学年暦通りに新生を迎え、新生たちと中善並木の桜を眺めることができるとのことの幸福をしみじみと感じております。

大学の日々は日常に復帰したとはい

え、何もかも失われた被災地を見ると、「言葉を失う」という言葉さえ、あまりにも陳腐に思えます。被災の重さはこの上なく大きく、あの日を境に大きな断絶があつて、震災前は紀元前のようです。仙台におりますと、毎日死者を思つて祈る人々が身近に何万人も、何十万人もいることを、忘れることはできません。未曾有の被害を出した被災地をいかに回復するかという課題は、重く複雑で、たやすい答えはでないでしょう。被災された方々のためにできることを探りながら、地域社会の再生のために努力するしかありません。また原発の問題を筆頭に、ここまで被害を大きくしてしまったこの国のかたちについて根本から考えなおすことも、必要な課題です。学生たちも、若い感受性と情熱で、この困難な課題に取り組んでいくくれるものと思います。

法学部同窓会は昭和三四年に発足して、半世紀以上の歴史を数えます。同窓会会員の皆様の平素からの多大なご支援に對し、心から御礼を申し上げます。これまでの先輩会員の方々の様々なご苦労が現在の同窓会活動の土台となつており

會報

東北大学法学部同窓会

第 39 号
 東北大学法学部同窓会
 〒980-8576
 仙台市青葉区川内
 東北大学法学部内
 Tel・Fax 022-795-6181
 発行日 平成24年7月20日
 印刷所
 俵廣濟堂



川内だより

会長 水野紀子

ますことに感謝申し上げますとともに、今後の更なる発展のために微力を傾けて努力いたす所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

法学研究科・法学部の近況等につきまして、教員スタッフの移動を中心に報告いたします。研究大学院では、平成二三年二月一日に久保野恵美子准教授(民法)が教授に昇任され、今年三月末に岡本勝教授(刑法)及び吉田正志教授(日本法制史)が定年でご退職、四月一日付で名誉教授となられました。御一方は本学の同窓生で長年にわたり母校での後輩の指導にご尽力いただきました。また小粥太郎教授(民法)(一橋大学教授に移籍)、宮田誠司教授(刑事法)(検察庁に復帰、シェーファー准教授(ドイツ法)が、それぞれ本年三月末で退職されました。

四月には坂本忠久教授、遠藤伸子教授、西本健太郎准教授、遠藤聡太准教授、石綿はる美准教授を新任教員としてお迎えしました。坂本教授は千葉大学法経学部教授から吉田名誉教授の後任として日本法制史を、遠藤教授は検察庁のご経歴から宮田教授の後任として刑事法を、西本准教授は東京大学公共政策学連携研究部特任講師から国際法を、遠藤准教授及び石綿准教授は東京大学大学院法学政治学研究科助教から、それぞれ遠藤准教授は刑法、石綿准教授は民法、を担当されるスタッフとして着任され、今後の研究教育活動を担ってくださる心強いスタッフです。公共政策大学院では、榎本俊一教授が経済産業省に復帰のため昨年九月に辞職、橋本逸男教授(外交論)が任期満了のため、仲野武志准教授(行政法)が京都大学教授へ移籍のため、それぞれ三月末に本学を離れました。助手・助教の動きを見ますと、佐藤浩子助手(五月)・川人典子助手(六月)・渡辺順子助手(十二月)が一身上の都合で辞職され、助教

では都築直哉氏が司法修習のため、岩本学氏が富山大学に転出のため昨年十一月に、伊藤吉洋氏が近畿大学特任講師就任のため本年三月に、それぞれ本学を離れました。昨年七月には新任助教として、櫻井博子氏及び堀見裕樹氏が本学法学研究科から採用され、本年四月から同様に、津田雅也氏及び川村一義氏が採用されました。

また特筆すべきこととして、平成二三年秋の叙勲で、藤田宙靖名誉教授(元最高裁判事)が旭日大綬章を受章されました。本学にとっても誇らしく、まことにめでたいことでした。藤田名誉教授には、今年の春、新入生たちに講演をお願いし、学生たちは感銘を受けておりました。講演の内容は、また同窓生の皆様にも来年の会報でお届けいたします。

次に、法学研究科・法学部における研究教育活動についてお知らせいたします。

法学研究科が中心となって平成二〇年六月に採択されたグローバルCOEプログラム「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」は、活発な活動を続けてきて、今年度は最終年度になります。このプログラムは、グローバル化が進行する世界で生じている諸問題を、男女共同参画と多文化共生の二つの観点から解明し、それらの知見を融合しながら解決策を提示することを目的としています。さらにこうした問題への深い理解と有効な対応策を提示しうる若手研究者を育成することを最終的な目標としています。このプログラムの研究活動は、ジェンダー平等、多文化共生、少子高齢化の三分野を総合に融合させつつ15のプロジェクトを立ち上げ、これに東北大学と連携拠点大学である東京大学等の研究者が多数参加し、それぞれ研究会・国際ワークショップを通じた議論を繰り返し、最終成果をブックフォーム

の形でまとめることとしており、すでに次々に出版されています。またプログラムの研究成果を公表する媒体として、GEMCジャーナルが英文と和文とで発行されており、第七号まで刊行されています。

このような研究活動と平衡しつつ、プログラムの教育活動では、国際社会で指導的人材となる若手研究者を育成するため、東北大学と諸外国の大学との双方で博士号を同時に取得する、いわゆるジョイント(ダブル)ディグリーのコースとして、「クロスナショナル・ドクトラル・コース(CNDIC)」を設置し、平成二一年一〇月から順次、学生を受け入れており、ディグリーを取得した修了者も送り出しています。また研究・教育の任務に携わる博士号取得者を念頭に置いたグローバルCOEフェローの任用を通じて、フェローに対する「若手研究者育成プログラム」を推進しています。

以上のような研究教育拠点を形成する一方で、国内外の研究教育機関との連携を強化し、グローバルなネットワークングを進めています。諸外国では、中国・精華大学、社会科学学院、フランス・リヨン第二大学、エコル・ノルマル・シュペリエール(ENSI Lyon)、英国・シェフィールド大学等と連携し、また韓国・国民大学、梨花女子大学、米国・コロンビア大学、カナダ・オタワ大学をはじめとする研究教育機関との連携を進めています。これらの機関との連携によって、研究プロジェクトにおける共同研究・国際会議の実施や、クロスナショナル・ドクトラル・コースでのジョイント(ダブル)ディグリーを行う協定の締結、学生の派遣・受け入れを行っています。以上のプログラムの活動状況については、ウェブサイトを<http://www.law.tohoku.ac.jp/gcoe/>で情報を発信してまいりますので、どうぞ

ご覧くださいませよう、お願いいたします。

平成一六年に片平キャンパスに開設された法科大学院・公共政策大学院は、修了生にとって就職の門戸が狭いという構造的な問題を抱えつつも、順調に発展してきました。とりわけ施設面において、平成二二年度には、片平キャンパス内に、法科大学院・公共政策大学院・ジェンダー平等多文化共生研究センター・法政実務教育研究センター・法政実務図書室等を収容する「片平エクステンション教育研究棟」が完成しました。学生によりよい学習環境を提供できるようになったことを喜んでおります。

法科大学院では、全国的な法科大学院の学生定員見直しに鑑み、法学未習者に対する教育について少人数教育をより徹底し教育の実効性向上を図るため、平成二二年度から学生定員を一〇〇名から、法学未習者について二〇名を減じて、八〇名にしました。また新司法試験合格率の向上を図るため、入試制度やカリキュラム・科目構成を見直すなどの努力を続けています。卒業生のうちには、被災地に赴いて被災者のために無料法律相談等のボランティアに献身的に活動している弁護士たちがおり、彼らを送り出したことを誇らしく思います。

公共政策大学院では、毎年度、特色ある授業科目として政策実務の習得を目的とした体験型授業である「公共政策ワークショップ」を開講しています。「公共政策ワークショップ」では、地域の自治体等が直面する課題に関して、教員・学生が丸ごととなって考究し、最終的に政策提言をとりまとめて、実際に自治体等に提出しています。今回の被災からの復興に向けても、この政策提言は、学生にとっても自治体にとっても貴重なものとなると思われまます。

概算要求が認められて、平成二三年度から博士

課程後期三年の整備を進めています。法科大学院は、実務法曹の育成の中核を占めるようになりましたが、法科大学院において研究教育活動を担いうる研究者教員(後継者)の養成が、必ずしも十分に行われていません。また、博士課程における高度専門研究教育へのニーズが、研究職志望者だけではなく、国際機関の上級職員、各国の行政機関の政策プロフェッショナルなど、国際的な舞台で活動を行う高度専門職業人を志望する者などに拡大・多様化しています。これらの状況に対応するための改革として、具体的には、法科大学院修了者(法曹資格取得者)を対象とし、実定法研究者の養成を目的とした「後継者養成コース」、研究教育の国際化を推進するため外国研究教育機関と連携する「国際共同博士課程コース」、従来型の「法制理論研究コース」の3コース制を導入しました。

「後継者養成コース」は、主に法科大学院を修了し法曹資格を得た者を対象とするコースで、理論と実務双方に透徹した理解をもつ実定法研究者の養成を目的とします。研究者教員と実務家教員による集団指導体制によって、論文指導を中核とするカリキュラムを提供し、研究に必要なリサーチ能力、論文執筆能力を涵養するコースです。現在、四名の院生が在籍しています。「国際共同博士課程コース」は、グローバルCOEプログラムで先行して実施しているクロスナショナル・ドクトラル・コース(CNDIC)を発展させ恒久化させるものです。このコースでは、これまでの国際連携を活かしながら、特に東アジア圏の有力な研究教育機関との連携を強化して、「東アジア共同体」構想を担保する高度専門職業人の養成を視野に入れた博士課程教育を実施します。法学研究科と海外パートナー機関各一名の二名の指導教

員の下で、研究指導を中核としながら、加えて国際的舞台上での活動に必須の英文ライティングスキル、英語によるプレゼンテーションスキルの向上を図るカリキュラムで高度専門職業人を育成します。外国から優秀な学生が入学してくれることによって、新たな形で国際共同研究が推進され、ひいては法学研究科に於ける学生の意識向上、博士課程教育全体の水準向上を目指しています。

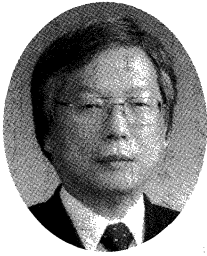
最後になりましたが、本学では百周年を機に始められた「ホームカミングデー」行事が本年度は一月六日に行われますので、同期会等でご来仙の折にはぜひ片平・川内キャンパスに立ち寄り、学生・教員と交流していただければ幸いです。法学部は、仙台の地で、何時でも皆様のおいでをお待ちしております。

平成24年5月末現在の会員構成(概数)

① 通常会員	8,617名
② 学生会員	894名
③ 特別会員	27名
④ 不明会員	5,121名
⑤ 逝去会員	2,732名
計	17,391名

講演要録

「法律の現場」— 権利と権利擁護



「日本弁護士連合会」事務総長

弁護士 荒 中 (昭和54年卒)

本稿は、平成23年5月6日、法学部新入生に対して行われたオリエンテーションにおける講演の要録です。

自己紹介

皆さんこんにちは！仙台弁護士会の荒といいます。名前は「中」と書いて「ただし」と読みます。

まずは皆さん、ご入学おめでとうございます。今日、五月六日入学式を迎えられた百六十四名の方々だそうですね。心からお祝い申し上げます。私は、昭和四十八年に入学しました。今TVや新聞で報道されているあの相馬地方の相馬高校を三月に卒業いたしました。大学に入ってから、二年ほど悩みながら、そして勉強して昭和五十四年に卒業し、その年の十月に司法試験に合格し、翌年昭和五十五年四月に三十四期修習生として二年間司法修習を行いました。実務修習が一年四ヶ月、全体修習が八ヶ月でしたが、私の実務修習は仙台でした。以来三十年以上も仙台との縁が続いております。弁護士になって最初の三年は修行(イソ弁)ということで、同じ東北大学法学部OBの織田信夫先生のところで六〇年三月まで勉強させていただきました。四月に独立して、現在は同じく東北大学の後輩の大橋洋介弁護士と協同で「荒・大橋法律事務所」という事務所を運営いたしております。

さて、弁護士は「弁護士会」

に所属いたしますが、これは全国で唯一認められている自主組織なのです。

つまり、どこからの指導・監督も受けずに自分たちで運営する組織で、たとえば弁護士を処罰できるのは弁護士会だけであるということから、我々自身が適切な運営をするというのを期待されているし義務付けられておりますので、我々には大きな責任が課せられておりますが、私はその「弁護士会」の運営に携わりました。さきほどご紹介がありましたように、「仙台弁護士会」の会長を平成二〇年四月から二十一年三月までの一年間つとめ、宮城県全体の弁護士活動に係わらせていただきました。

また、平成二十一年四月から二十三年三月まで、今は三万人を超える組織になりましたけれども、強制加入団体である「日本弁護士連合会」の副会長として、「日弁連」全体の運営にも係わらせていただき、自主組織の責任を果たす側に立つて活動させていただきました。

弁護士活動の中で得たもの

ところで、弁護士は主として委員会活動の中で様々な活動を行っておりますが、私のこれまでの活動を、三十年を三分割

してご紹介しますと、最初の十年くらいは「子どもの権利」ということに係りました。子どものいじめ、虐待そして少年事件等です。子どもというものは、大人になるための階段を一步一步上がって行く人たちなのですが、そういう人たちが巻き込まれるトラブル、そういう人たちが引き起すトラブルを紐解いて支援をするというのが私の最初の十年くらいの活動でした。

高齢者の虐待、成年後見制度、介護保険問題あるいは医療同意の問題(高齢者や障がい者は医療同意が出来にくい存在である)などの問題に係わらせていただきました。この三十年以上、人権、人権擁護(これからの話の中では「権利」・「権利擁護」という言葉で統一して参ります)。つまり、権利というものを必要とする人々、あるいは権利擁護を必要とする人々に係わってきた中で、思うこと考えることが色々ありました。今日は、そういうことをお話しして、皆さんが東北大学で四年間学ばれる際の参考にさせていただければと思います。

その後の十年くらいは「消費者問題」に係りました。皆さんもご承知のとおり、全国でも百万人とも二百万人ともいわれる多重債務者の債権処理を、彼らが被害者であるという視点をもって権利擁護の立場から支援を行う活動をいたしました。皆さんは若いから知らないかもしれませんが、昔NTTが「ダイヤルQ2」というサービスを始めたところ、電話代が一ヶ月百五十万円にもなる被害を受けた市民が続出したことで、日弁連の消費者委員会副委員長としてこれに対処したこともありました。さらに消費者問題をやる傍ら、最近の十年間は「高齢者や障がい者」の権利擁護を図るという「高齢者・障がい者問題」に力をいれてやっています。

「弱い立場」に立つ(weak position) — 「権利」と「権利擁護」 —

さて、皆さんも体験されるでしょうが、健康で生活している人々を思うことがなかなかできないものです。自分が弱い立場に立たされて初めて実感できるものですね。

たとえば、子どもたちは判断能力も不十分で、心と身体のバランスもとれない中で事件を起したり事件に巻き込まれたり、被害者になったりすることがありますが、そこでは子どもたちが自身の権利を行使できな

いので我々が支援するという形をとるのですけれども、子どもたちが持っている「権利」というものがよくわからない。子どもたちの「権利擁護」をはかるといってもその「権利」とは何かという問題を突きつけられるのです。同じように消費者問題をやっていけると、消費者被害が起きるにつれて、消費者の「権利」とは何なのかという問題が突きつけられます。そして、高齢者や障がい者が、いつもやれていたことが高齢や障がいによってやりにくい状態になる、その中で高齢者や障がい者というものの特性をしっかりとらえて支援をしてゆくとはどういうことなのか？彼らの持っている「権利」とはどういうものなのかを考えねばなりません。こうした問題は他にもあると思います。

患者として生きる、被疑者・被害者として生きるあるいは女性性として生きるというのもそうです。介護を受ける側で被介護者として生きる、被後見人として生きる、また労働者として生きる場合にもこの問題は存在します。

そういったことを考えざるをえない立場に立っていると感じられるのが、ここ数十年間の私なのです。

「権利」・「権利擁護」とは何か。

そんなことコンピュータで調べればいいではないかと いわれるかもしれませんが、第一、権利擁護の定義が法律で定まっているでしょうか？判例で人権・権利というものがこういうものであると確定しているのでしょうか？そこで初めて気がつくはずで、こんな身近で最も大事なことが実は定義されていない。我々法曹の世界で、これはこうだと皆に共通する理解になっていないのが、この権利・権利擁護であるということなのです。そこで私は、他の人はどのように表現しているだろうかという点に立ち返って調べてみました。ある人はこう言っています。「人はかけがえのない存在であるから、かけがえのない存在として生きることを求める力を権利といい、かけがえのない存在として生きることを求められた場合にこれに応ずることを権利擁護という。」ある人は「人は、市民として個人として、尊重されねばならない。個人の尊厳がはからなければならない。人が人として尊ばれることを求める力を権利といい、その力行使している人々を支えることを権利擁護という。」などです。しかし、色んな説明を聞いても「もうひとつだな。法律の現

場には使えないな。」と思い、実際には子どもや消費者、高齢者や障がい者に係わっている人間として定義づけてみようと思ったのです。

ここで出てくるのが正しい定義のための「判断基準」です。

簡単な表現、そして

「説明概念」・「道具概念」

ひとつは簡単に表現できるでなければならぬということ。どんな難しい概念でも、理解が深まれば深まるほど、簡単な言葉で表現し、簡易な言葉で相手に説明できるようにあります。難しい言葉でしか説明できないうちは自分の理解はまだ中途半端な状態であるということとを理解していただきたいと思っています。私は常にそう思いながら三〇年間やってまいりました。ですから権利とか権利擁護という概念の定義がいまひとつであることを実感できたのだと思います。

もうひとつは、「説明概念」と「道具概念」ということです。

私たちのころ、助教授として赴任された藤田宙靖先生が行政法を担当されていました。藤田先生をご存知ですか？最高裁判事をなさった方です。その先生が教えてくださった判断基準で未だに使っているのです。

どんな考え方かといいますと、「ある事象を理解し定義づけするときは、それは説明するだけのものであってはならない。必ずそれを道具として、他の事象・事柄に対して判断基準として使えるものでなければならぬ。」「新しい事象、埋もれた事象が表面化したとき、判断基準として使えるものでなければならぬ。その事象が説明でき、理解し、これを定義づけたものが機能するものでなければならぬ。」というものです。この「説明概念」「道具概念」というのは、当時学生だった私に強烈なインパクトを与えてくれました。「権利」や「権利擁護」の概念も説明するだけでは駄目なんです。現場で使えるものでなければならぬ、法律実務の世界で機能するものでなければならぬ、つまり道具として使えるものでなければならぬのです。先ほど私が紹介した二つの定義は、私の恩師からいただいた言葉に照らしてみると、まだ足りないことが実感できます。

すると、市民生活に立ち返って考えてみる必要があるようです。我々が幸いにして、何気なくさりげなく苦もなく日常生活でやっていること、実はその中に権利擁護の要因が潜んでいるのではないかと思うのです。

皆さんは一日二十四時間なにをやっていますか？朝起きて顔を洗う、歯を磨く、食事をする、そして今日はここまで交通手段を使ってくる、帰りにちよっとお茶を飲むので喫茶店に寄りたが少しお金が足りない、そこで銀行に寄って引き落とすなどのことをやるでしょうね。これを一週間で考えてみると、何なくさりげなく苦もなくやっていることがもともと拡がります。これを三ヶ月、一年で見ると、さらに拡がります。

ところでこうした、何気なくさりげなく苦もなくやっていることが、先ほど言った「弱い立場」に立った時に出来にくくなる。たとえば、高齢者や障がい者が、判断力や体力が衰えてゆくと移動の自由が損なわれて、やれていたことがやれなくなるというようなことです。消費者として消費生活をしてきた人が、避難所生活をするなどで欲しいものがなかなか手に入れられなくなる。自宅で介護を受けていた人が、介護事業所に入っ

何気なくさりげなく苦もなく

というキーワード

ではどうしたらよいか？そもそも市民が市民生活の中で行使するものであることから

て世話を受けると今まで近くの病院に通っていたのにその病院に通えなくなる、など「弱い立場」に立たされると色んなことが出来にくくなる。そういう時に、「弱い立場」に立っていることを分解して理解し、その人たちが何を望んでいるかを考える。望んでいることをこちら側がきちつと受け止めて、やりにくくなっていることを出来るだけ可能にしてあげること、それが「権利擁護」ではないだろうかというふうに考えるのです。

今日十分な時間がありませんので途中を少し端折ってお話していますが、ここは大事なところなのでもう一度いいます。我々の世界で何気なくさりげなく苦もなくやれていることが出来にくくなるのが「弱い立場」に立つということであって、

「弱い立場」に立っている時に我々のような普通の人間が何気なくさりげなく苦もなくやっていることを、自分もやりたいと思いいそれを求める力を「権利」といい、求めている人たちに対してそれをやるように支援していくことを「権利擁護」というのではないかと。私は今、このように思っているのです。

「権利」とか「権利擁護」というものは、なにになににされない権利などと消極的なものではなくもつと積極的なものととらえる必要があるということです。皆さんがこれから刑法で学ぶことに「法益」という言葉があります。人は「みだりに命を奪われない」「みだりに自由を束縛されない」「みだりに名誉やプライバシーを傷つけられない」「みだりに財産を侵奪されない」ということですが、この生命・身体・自由・名誉・財産の五項目、これらのことが満たされていけば普通の生活ができるでしょうか？そんな馬鹿なことはありません。なにになににされない権利だけが権利じゃない。されないようにするものが「権利擁護」じゃないという視点から考えるべきものだと思っております。

「二人前」というキーワード

さて、我々が何気なくさりげなく苦もなくやっていることをやりにくくなった人に、それをやるようにするのが「権利擁護」だと考えると、その延長線上に「一人前」という言葉が浮かんできます。その反対は「一人前」です。ならば、これからは「一人前」という言葉をキーワードにして考えればい

と対比して、それが出来にくくなった状態を穴埋めするのが「権利擁護」だとすれば、「一人前の大人」として扱われるようにする、「一人前の大人」としてやれるようにすることが「権利擁護」であるといいかえてもいいのではないかと思います。このように考えますと、今回の大震災で何十万人という人たちが未だに避難生活を送っていますが、そこで起こっている事象を少し理解できるのではないでしょうか。あそこにいる人たち、どうしてもそこにいなければならない人たちは、地域ごと移らざるを得ない状況に至っています。家は全壊、地域も崩壊、働く場所も崩壊に見舞われています。それを見る時、法学部の学生はどう考えればいいでしょうか。大変そうだが、あの人たちの立場に立つたら胸が張り裂けそうだとおもうと思いませんか。そこからは先を考えてほしいと思います。一人一人が出来にくくなっていることはなんだろうか？人間の生活の基本となっているものは何なのだろうか？あの状況は、それを考える機会を与えてくれていると捉える必要があると思います。

皆さんがアパートに下宿する、あるいは自宅から通うように、誰ひとりとして生活の拠点を持たない人はいません。この「家」というものが「権利」や「権利擁護」の中核にあるものなのですね。生活の基本と

の主体となつていてる人たちがあつて、対策の客体ではないのです。震災の対策という前に、権利の主体である被災者について権利をどう実現してゆけばよいかという視点を持つことが大事なのではないでしょうか。権利の享有主体」に対する対策という意識があれば、対策に一本筋が通つてゆるぎのないものになると思います。

少し話がそれましたが、今回の震災は我々に大きな勉強の機会を与えてくれたように思います。これまでお話ししてきたように、法律の世界は現場抜きには考えられないものです。「権利擁護」を必要としている人たちが傍らに背負っている、その中で勉強するということがなかなかないことですから、ぜひその意義を考えていただきたいと思ひます。

コンプライアンスルールと説明責任

さて、話を戻しますと、「権利擁護」を、何気なくさりげなく苦もなく我々やってきたことが出来にくくなった場合に、これをやり易くすること、そのような仕組み仕掛けを考えることととらえると、大きな問題が見えてきます。ここでは「権利擁護」というものは単に行政や検

察、弁護士などの専売特許ではなくて、営利企業はもちろん日本国内にあるすべての団体、あるいはそれに関与する人たちみんなが「権利擁護」の一翼を担っているのが見えてくるのです。

例えば、「良質で適切なサービス」というものは、「法律に合ったもの」であり、また業界ルールに従ったものであることが求められる、ここで業界で使われる「コンプライアンス」ということと「権利擁護」が接点を持つてきます。

この「コンプライアンス」は、諸外国では「企業統制」つまり企業の運営に資するものとして考えられた仕組みですが、日本では「法令等の遵守」と訳されています。

「権利擁護」にかかわる人の仕事、行為が、「法令等の遵守」に適ったものでなければならぬ。となると、法令だけではよくわからない、そこでコンプライアンス運営をするためにルールを作り出す。これをコンプライアンスルールといいます。「法令等の遵守」を行うために、自分たちが心がけるべきこと必要なことをどんどん決めて行くのです。こういうルールを各企業、学校等の団体が作って実践の行動指針として使っていくとどう

いうことが起きるか？皆さんはこれから民事訴訟法を学ばれると思いますが、そこにいう「主張責任・立証責任」というものに大きな変化を与えることになるのです。交通事故、医療事故などで不利益を被った側は、不利益を被った原因が相手側にあることを主張しかつ立証しなければならぬというものなのですが、実はこれは弱い立場に立つ人々を苦しめてきました。

しかし「権利擁護」のためそれぞれの機関に課せられた義務の遂行、つまり「法令等の遵守」を行うルールが作られることによつて、それがどんなルールなのか、適切なルールなのか、適切であるとしてそれが守られていたかどうか、企業等はそれを説明する責任が生れるというふうにかわつてきたのです。「主張・立証責任」の転換が行われたのです。現場ではいまこうして大きなことが起こっているのです。私たち弁護士が行政や病院側の代理人という昔からいわれる「強者の代理人」となつたとき、裁判や裁判外紛争処理機関、あるいは示談交渉の中で相手側から求められたときにきちつと答えられなければ、場合によつては有責を推定され、あるいは和解しなければならぬ状況に追い込まれる、そういう

まとめとして

これまでお話ししてきたことを整理してみます。

まず、行政も法曹も「権利擁護」とはなにかということ突き付けられているということ、それを市民生活の中でみんなが自分の行動指針、判断基準として使えるような定義づけをしてゆかねばならないこと、それはわかりやすく道具として使われるものでなければならぬこと。さらには、企業や行政等が適正な活動をするうえで、「法令等の遵守」が大前提であること、「法令等の遵守」が結局「権利擁護」を満たすことになるということ。

企業はそんなことは意識しないでコンプライアンスを導入したのであるが、思わぬ結果をもたらしてくれたようです。今は、企業や団体に対してより適切なコンプライアンス運営を求めてゆく、そのことが「権利擁護」の予防にもつながる。それだけでなく、我々代理人にとっては、立証責任を度外視した形での「説明責任」が問われるというふうに進んでいるのです。このように実務の世界は面白い

ですし、やりがいがあります。

新入生の皆さんへ

皆さん「法テラス」をご存知ですか？「日本司法支援センター」の愛称です。スタッフ弁護士との採用、国選弁護の事務処理、無料法律相談、弁護士費用の立て替えなど様々な支援を行う組織ですが、平成十八年に生まれました。それと対応する形で日弁連にも「司法支援センター推進本部」ができました。

私は、昨年九月から事務局長として仕事をしていますが、「弁護士費用の立て替え」について「すべて国の負担」とするようにならざるを得ない状況に声を高く主張していま認めてもらおうとしているところなんです。これに限らず私は法曹人として今まで自由にのびのびと、したいことをやってきました。自由業とか自営業というのはそうしたいところがあります。もちろん、裁判官も検察官にも裁く側、訴追する側としてやりがいがあります。

どうか皆さんには、志をもって自分を拡げてほしいと思います。どの問題があつたかという学生時代に法律以外の取り組みをしたことが生きてきます。多くの友人を作ったこと、そして意見交換をしたこと、苦勞を伴う活動を共にしたことは、私に

すごく生きています。そういう法曹が望まれているはず。そして先ほども言いましたように、特に皆さんの場合は、現場を近くに持つていることを意識してください。きつと気持ち奮い立たせてくれると思います。また、法律家にならなくとも、法律を勉強するということ

は法律を武器に使えるということとです。良い方に使えばみんなに頼りにされます。さらにいえば、総合力を持つた知識でないと役に立たないという意味で、総合力を高めるよう努力していただきたいと思っています。

私の大学時代のことを考えますと、こんな偉そうなことを言つてよいのかどうか分りませんが、私のような現場の法律実務家の話を聞いて、これを目指していた人がいるといいなと思えます。

終わります。



祝辞

平成23年度法学部卒業生に贈る



仙台地方裁判所所長

田村 幸一

(昭和51年卒)

皆さん、ご卒業おめでとうございます。晴れの門出にあたりまして、一言お祝いを述べさせていただきます。

私は、昭和47年に東北大学法学部に入學いたしました。昭和51年に卒業いたしました。今でもなぜか覚えておりますが、学籍番号が「1157」でありまして、47年入學の法学部4組37番の学生だったようです。今年、昭和87年になりまして、私が入學してちょうど40年ということになります。私が入學した頃は法学部のキャンパスが片平から川内に移る過渡期にありまして、2年生の頃までは片平で、3年生からは川内の教室で、それぞれ講義を受けまして、両方のキャンパスを経験できた貴重な世代とい

ことになるのかもしれませんが。いつも講義の時は女性が最前列を占めておりまして、私はほとんど後ろの方で目立たないように講義を聞いていましたが、それでも何とか法学部を卒業し、裁判官をやっております。皆さんの中にもあまり講義の出席に熱心でなく、ようやく卒業できたという人もいるかもしれませんが、卒業さえしてしまえば、同じスタート台に立ったわけですから、東北大学法学部卒業の誇りと自信を持ってこれからのステップに臨んでいただきたいと思えます。

乱がありました。当時はまだ自分も若く、学生運動に共鳴を覚える部分もありましたが、今思えば、本当に青臭い議論をしていたなと思っております。中国の思想家である孔子の言葉に「思いて学ばざればすなわちあやうし」という有名な言葉がありますが、職業生活を経て学生時代を振り返りますと、まさにしつかり学ぶ前に、確かな知識もないままに独りよがりな思いを巡らすばかりであったと感じるところであります。物事を考え、探求することは極めて大切なことですが、その前提として、人から聞き、書物を読んで物事をしつかり勉強することが肝要です。これから皆さんは、それぞれ新しい世界に飛び込むことになると思いますが、まずはそのこの実態をよく学んでしつかり把握することが大切で、中途半端な知識や認識で物事を考えてはいけないということかと思えます。もちろん、学ぶだけではない、考えないということもよくありません。ご承知のように、孔子は「学びて思わざるはすなわちくらし」とも言っています。要は、まず実態や現状をよく把握した上で、それがどうしてそうなっているのか、より

良い方策はないのかを自分なりによく考え、時には古きことを改めるといふ姿勢で臨むのが肝要かと思えます。卑近な話になりますが、現在はどこに行ってもマニュアルというものがあります。マニュアルは先人が時間をかけて築いたノウハウを記録に残し、後に続く者はそこからスタートすることによって早く同じレベルに達することができるといふもので、極めて貴重なものであり、これをしつかりマスターすることが重要ですが、ずつとそのマニュアルに頼っていただけでは進歩がありません。さらに改善の余地がないか、工夫すべき点がないかを常に考えることも重要なことであります。「学ぶ」ということと「思う」ということを常に心がけていた

ことはできませんが、職業というものを、収入を得る手段としか考えないといやいやながら仕事をすることになり、そこに強制的なものが感じられて苦痛の感情が強くなります。まさに仕事＝労働＝苦痛という図式になって、職業生活が実に寂しいものになってしまっています。そこで二つめということになりますが、社会への貢献という側面であります。人間の社会は、一人一人の人間の働きが互いに連携して、維持されておられて、一つの働きが止まっても社会全体の機能が阻害されてしまいう関係にあります。したがって、日々の働きを通じて社会に貢献しているわけでありまして、そのような社会貢献の意識を持つことが職業に対するモチベーションとして有用で、それがよい仕事をもたらし源になるものと思えます。

職業には、もう一つの意義があります。それは、職業を通じて自己を啓発するという、自分のための職業という側面です。人間の能力は常に開発され、伸びていくものですが、職業、仕事に多くの時間とエネルギーを費やしている以上、仕

事を通じて能力が伸びる面が大
きいといえます。職業生活にお
ける様々な出来事、様々な人
の出会いの中で、自己を啓発
し、自己の能力を開発するため
にも、意欲的に職業に取り組む
ことが大切でありまして、それ
が、最終的に人生を有意義に過
ごすことになるのではないかと
思います。

最後に、やはり昨年の震災に
ついてふれないわけにいきませ
ん。皆さんが学生時代に共通し
て得た最も貴重な経験は昨年の
東日本大震災ではないでしょう
か。地震のあまりに激しい揺れ
に底知れぬ恐怖を味わい、電気
や水道、ガスなどのライフライ
ンが止まり、物資のない生活を
強いられました。中にはご家族
や友人を亡くし、帰る家をし
た人もいたのではないかと思
います。まさに悪夢のような不
幸な出来事で、二度と経験した
くないことではあります。今と
なれば、このような非常時に、
人として、組織として、社会と
して、何を考え、何をすべきか
を身をもって経験し、貴重な生
きた勉強をさせてもらったと前
向きに考えることもできるよ
うに思います。これからも、関東、
東海、南海方面では近いうちの

大地震の可能性が指摘されてお
りますし、本来予想されていた
宮城県沖地震は今回の東日本大
震災とは違うともいわれており
ます。地震に限らず全国どこに
おりまして、非常事態という
ことが十分想定されるわけであ
りまして、社会全体において、
どの組織においても危機管理と
いうことが極めて重要な課題と
なっております。その危機管理
の在り方を考えるにあたって皆
さんの経験は必ずや生きてくる
ものと確信しています。せつか
く得難い、あまり得たくはあり
ませんが、貴重な経験をしたわ
けですから、今回の震災で直接
体験し、見聞したことを無駄に
せず、有効に活用していただき
たいと思います。

また、この震災で皆さんが得
たものに「絆」があります。未
曽有の大災害を通じて様々な形
で「絆」の大切さを感じたこと
と思います。これから皆さんは
それぞれ違った道に進むこと
になります。震災のおかげによ
り固く結ばれた東北大学法学部
の仲間という「絆」を今後も大
切にしていきたいでしょう。

皆さんの今後のご活躍を心か
ら祈念しまして、私の祝辞とさ
せていただきます。

連載 先生の研究紹介

国境を越える契約と法

東北大学大学院法学部研究科教授

渡辺達徳

わたしたちの生活は、売買、
貸借、雇用・労働、サービス供
給などの契約により支えられて
います。そして、日本国内での
日常生活を考えてみても、食料
品その他の生活必需品や耐久消
費財、またはその原材料の中に
は輸入に依存するものも、数多
く存在します。

このことは、主として事業者
間において、右に掲げた諸々の
契約だけでなく、技術の開発、
移転、知的財産権など広範囲に
わたる国際的な取引が、日常的
かつ大量に行われていることを
意味しています。国際化、ポー
ダレス、グローバル化といっ
たことばに、もはや特別な新規
性は感じられなくなりました。

こうした国際的な取引も、も
ちろん契約を通じて行われま
す。そして、こうした取引のた
めの国際的な契約ルールを確立
しようとする動きが、近年、と
くに活発に見られるように思わ

は、国境を越えた通商が盛ん
になります。そして、当時の通商
の実態を反映して、運送（海運
に始まり、その後、航空及び陸
上運送に広がります）、保険、
支払決済手段としての手形など
の個別領域において、条約が作
られるというかたちで、法の統
一が図られました。

また、地理的に近接し、かつ、
共通の歴史的起源を持つスカン
ジナビア諸国（スウェーデン、
デンマーク、ノルウェー、フィ
ンランド）のように、従来から
一定の程度まで共通であった法
を基礎として、手形、商標登録、
海商法などの領域の法統一を目
指し、一定の成功を収めた例も
あります。

しかし、こうした法の統一に
向けた努力も、二度にわたる世
界大戦の影響を受けて、十分な
成果に結び付いたとはいえない
と評されています。国境を越え
る取引の分野において、より包
括的かつ実効性を備えた法の統
一が図られるためには、第二次
世界大戦が終わり、国際取引が
安定して行われる時期の到来を
待つ必要がありました。

国際的な取引ルール構築の黎明期
一九世紀の後半、日本では時
代が江戸から明治に移り変った
頃から、産業革命により生産力
が高まった欧米諸国において

物品売買をめぐる法統一の試み
第二次世界大戦後、国際取引
の中にあつて特筆すべき進展を

見たのは、物品売買契約の分野においてでした。売買は、国際取引において最も頻繁に行われる契約であり、また、物品の売買は、不動産のそれと異なり地域性・民族性などの影響を受けにくく、統一を図るのに困難が少なかったという事情があります。

私法統一国際協会 (UNIDROIT) は、すでに一九三〇年代には売買法統一の準備作業に着手していたのですが、結実しませんでした。しかし、右協会は、第二次世界大戦後もこの準備作業を継続し、一九六四年、オランダのハーグにおいて、「物品の国際的売買に関する統一一条約」(ハーグ売買条約) が採択されました。

この統一売買条約は、一九七二年に発効しましたが、ヨーロッパ諸国とアメリカが中心となつて作成されたため、アジア、アフリカ諸国の参加を得られず(結局、アメリカも参加しませんでした)、また、同条約が採択されて間もなく、国際連合の中に「国際商取引法委員会」(UNCITRAL) が設けられ、新たな条約作成の準備に入ったために、結局、実務的な影響を持たないまま終わりました。ただし、その規定内容は、実質的に

その後の起草作業に活かされることとなります。

ウィーン売買条約

UNCITRAL による新たな国際的契約ルール作成作業は、一九八〇年に「国際物品売買契約に関する国際連合条約」として結実しました。この条約は、オーストリアのウィーンで開催された国際連合主催の外交会議で採択されたため、「ウィーン売買条約」とも称されます。この条約は、一九八八年一月一日に発効した後、順調に加入国を増やし、現代の国際取引実務において極めて有用な契約ルールを提供しています。日本においても、この条約は、二〇〇八年の第一六九回国会において承認され、二〇〇九年八月一日に発効しました。日本は、この条約への七一番目の加入国になりました。

ウィーン売買条約が大きな成功を収めた理由は、一九六四年のハーグ売買条約の経験も踏まえて、ヨーロッパ大陸法、英米法をはじめとする諸法系間の差異を巧みに架橋し、その調和を目指したこと、また、あまり強行的かつ詳細な規定を置くのではなく、比較的緩やかな準則を提示することを通じて、多くの国

や地域にとつて採用しやすいかたちを整えたところにあるといわれます。

物品売買に関する契約ルールの国際的統一を目指して一九三〇年代から続けられてきた学問的努力の原点として特記されるのは、ドイツの比較法・民法学者であったエルンスト・ラーベル (1874-1955) の著書「物品売買法」(Ernst Rabel Das Recht des Warenkaufs) でした。同著が公刊されたのは、一九三六年です。こうしたことから、国際的な取引に関する統一的なルール作りには、長い時間がかかることが窺えます。

その後の国際的・地域的契約ルール作り

ウィーン売買条約の成功は、さらに、国際取引における契約ルールの統一の動きを加速させることになりました。

私法統一国際協会は、一九九四年、「UNIDROIT 国際商事契約原則」を採択しました(その後、二〇〇四年版が公表されています)。これは、比較的緩やかな規定を置くウィーン売買条約の内容を補完したり、欠缺を埋めたりする機能を持ち、また、「売買」に限らず、契約全般にわたる準則の統一を図ろうとす

る野心的な試みであるともいえます。この「国際商事契約原則」も、国際取引実務ではかなり浸透し、国際商事仲裁などで多くの成功は、ウィーン売買条約が多くの国及び地域により受け入れられていたことに支えられていたのは、想像に難くありません。

一方、地域的な契約ルールの統合に向けた動きも見逃せません。

ヨーロッパの研究者を中心とした作業グループの手によって、一九九五年、「ヨーロッパ契約法原則」(第一部) が公表されました。これも、ウィーン売買条約を起点としつつ、ヨーロッパの地域性をも踏まえて、いっそう普遍的な契約の規律を目指そうとするものです。ヨーロッパ契約法原則は、二〇〇三年に「第三部」までが公表された後、その後継となる「共通参照枠組み草案」の作成というかたちで、「ヨーロッパ民法典」に向けたプロジェクトが進行しています。

(東) アジアの動向

右に「瞥したとおり、契約法の統一・統合に向けた昨今の潮流は、一面では、ウィーン売買

条約に見られるようなグローバルな指向を持ち、他面では、ヨーロッパ契約法原則のような個々の地域特性を反映したルール作りという二面性を帯びています。

それでは、アジアの動向はどうでしょうか。日本を含む幾つかの国の研究者の中では、とりわけ契約を中心としてアジア圏内に共通する取引ルールの構築を模索する動きが、始まっています。いわば、「アジア共通法(契約法)原則」です。こうしたプロジェクトに強い関心を示しているのは、日本、中国、韓国、シンガポール、香港、台湾などの研究者ですが、今後、さらに多くの国からの参加が得られることも予測されます(こうしたメンバーを見て、少なくとも現段階では「(東) アジア共通法(契約法)」というほうが的を射ているかもしれません)。

すでに「ウィーン売買条約」や「UNIDROIT 国際商事契約原則」が多くの国や地域で受け容れられているにもかかわらず、それに加えて、「(東) アジア共通法(契約法)」に視線が注がれていることは、何を意味しているのでしょうか。「(東) アジア共通法(契約法)」の試みは、次のような二つの視

点を取引法規範に投影すること
を求めていると考えられます。

その一つは、ASEAN、FTA、
EPAなど、従来の経済連携協
定と関連しつつも、その枠組み
とは異なるかたちで、いわば
「(東) アジア取引共同体」とで
もいべきコミュニケーションが生成
しつつあるということです。こ

の共同体は、各国の政治体制や
経済的發展状況の差異を伴いつ
つも、国境を越える企業取引の
現実を反映したものと考えられ
ます。

もう一つは、「(東) アジア共
通法(契約法)」の構築を目指
すにあたっては、政治、経済、
法などの社会的側面だけでなく、
その国や地域における歴史
や国民のメンタリティといった
文化的背景にも目を向ける必要
があるということです。ともす
ると、法が統一されれば、どこ
の国や地域でも、法が適用され
た結果は同じになると考えられ
がちですが、ことはそう簡単で
はありません。

例えば、二つの国で法律に同
じ規定が置かれており、同じ内
容の事例にその規定が適用され
たとしても、二つの国の間で結
論が異なることはあり得ます。
それと逆に、二つの国におい
て、同種の事案を解決するため

に異なる規定が置かれていて
も、その規定を適用した結果は、
同じになる可能性もあります。

そして、その原因は、法制度そ
のものでなく、それを運用する
国民の法意識や歴史的・文化的
背景に求められることが少なく
ありません。

研究者が取り組むべき課題

国際的な法規範の統一とは、
ルールそのものの共通化だけで
終わるわけではありません。真
の意味で国境を越える取引を支
える法制度を確立し、その安定

的な運用を継続していくため
に、法に携わる者が貢献すべき
仕事は陸続と現れてくるといえ
ます。その中であって、法の統
一を目指す初期の段階において
は、法規範の統一に関する基礎
的な資料を提供し、また、統一
にあたっての歴史的意義や考え
方を提示することが大切になり
ます。「(東) アジア共通法(契
約法)」の構築に向けた取組み
は、その緒に就いたところであ
り、私自身も、こうした基礎研

究を怠ることなく、国境を越え
る契約と法の役割について考え
続けていきたいと念じていま
す。

講演要録

地方利益論と政党政治

—明治政治史の事例から

東北大学大学院法学研究科 准教授 伏見 岳人

本稿は、平成 23 年 8 月 24 日、宮城支部役員幹事懇談会における卓話の要約です。

・はじめに

ご紹介頂きました伏見岳人と
申します。この二〇一一年春に
東京大学大学院の博士課程を修
了し、東北大学法学部で研究教
育活動に従事するために仙台に
まいりました。

過去の会報を拝読いたします
と、東北大学法学部同窓会の宮
城支部が発足されましたのは、
一九七八年一〇月、先の宮城県
沖地震があった直後のことと記
されておりました。そして本日
の会合は、三月一日の東日本
大震災があつてから初めて開か
れる宮城支部の役員・幹事懇談
会であるとおうかがいしており
ます。罹災されました皆様方
心よりお見舞いを申し上げます。
また私のような新参者に卓
話の機会をお与え下さったこと
に深く御礼申し上げます。

私の専門は日本政治外交史と
いう政治学の一分野です。主に
明治期から昭和前期にかけての
日本の政治や外交について研究
しております。本日は、昨春秋
に提出しました私の博士論文の
内容の一部をご紹介させて頂き
ます。扱っている事象は今から
一〇〇年近く前の、東北帝国大
学が創立される頃の日本政治で
す。

・大日本帝国憲法下での政党
内閣確立過程

よく知られているように、明
治期に制定された大日本帝国憲
法は、行政府と立法府を分立的
な存在として規定していまし
た。

この憲法は強大な天皇大権を
定めており、それを脅かしうる
単一の統治主体の存在を法文上
は否定する構造となつていま
す。行政府については天皇を各
國務大臣が単独で輔弼するもの
として構成され、内閣や内閣総
理大臣に関して憲法には記載さ
れていません。また立法府は天
皇を協賛する存在とされ、貴族
院と衆議院の二院は、現代の衆
参両院の関係と比較すれば、対
等な関係にありました。

このように憲法上は分立的な
統治機構が定められました。し
かし、実際にはそれらを包含す
る国家統治主体の存在なくして
日々の政權運営は不可能でし
た。

憲法制定時の国家統治主体
は、いわゆる藩閥勢力です。明
治維新の勝者である長州藩(山
口)と薩摩藩(鹿児島)の出身
者が主に内閣総理大臣を務める
慣行が明治期には続きます。立
法府のうち、貴族院は藩閥を支
持する勢力が中核でしたが、衆

議院は藩閥に敵対する勢力が多
数を占め、それゆえに藩閥と衆
議院は初期に激しく対立するこ
とになります。

しかし、やがては提携の必要
性を考える勢力が双方の中に生
じます。そして、一九〇〇年に
藩閥有力者の伊藤博文を総裁と
する立憲政友会という政党が結
成されました。これは、衆議院
の多数党が内閣構成主体とな
り、分立的な行政府と立法院を
統合して国家統治を行う政党内
閣を目指すものでした。

結党直後の政友会は順風満帆
な歩みを進めたわけではありま
せん。伊藤は間もなく総裁を辞
任します。しかし、藩閥指導者
の桂太郎の長期政権下におい
て、政友会は次第に勢力を拡大
させていき、それを原型として
大正半ばの一九一八年に原敬総
裁を首班とする本格的政党内閣
を成立させることになりました。
このように憲法制定時には必
ずしも想定されていなかった政
党内閣が次第に確立していく過
程について、これまで多くの研
究が蓄積されています。

・地方利益論とは

政党勢力が台頭する要因とし
て、多くの先行研究が注目して
きたのが、地方利益論と呼ばれ

る政策群でした。

明治維新という一度限りの歴
史的経緯を根拠として統治を行
う藩閥勢力は、日本という国家
が対外的に独立することを目標
に、国内の統合を進めていきま
した。それが日露戦争によって
一段落すると、続いて政友会を
代表とする政党勢力が次なる統
治主体へと成長していきます。
その際に政党勢力は、藩閥の統
治下では軽視されてきた地方に
様々なインフラストラクチャー
を整備することを通して、自ら
の支持基盤を浸透・拡大したと
考えられています。インフラの
種類は多岐にわたり、たとえば、
鉄道敷設、港灣整備、道路建設
などの交通インフラの他、治水
事業、学校建設、電信・電話の
敷設、あるいは電気事業などが
含まれます。

こうした地方利益論を政友会
の政策として体系化した政治指
導者の一人が、先に挙げた原敬
です。戊辰戦争の敗者である盛
岡藩出身の原は、外務官僚や新
聞経営者などを経験した後、政
友会の創立に参画し、一九〇二
年から盛岡市選出の衆議院議員
となります。そして地方統治に

強い影響力を有する内務大臣を
三度にわたって務め、徐々に国
家指導者へと成長を遂げていき

ました。これらの過程において
原は、国家の財政資源を活用し
て地方利益要求に応じる政友会
の政策群を「積極政策」と位置
づけ、その実行に尽力していき
ます。

「積極政策」として最もよく
取りあげられるのは鉄道政策で
す。政友会は全国各地の未成線
の建設を進めるべきだと主張
し、これが地方の有力者の政友
会入会を促しました。これに対
し、むしろ既成の幹線を改良し
て輸送効率を高めることを優先
し、地方への建設はその後に行
うべきであるという主張もあり
ました。前者は「建主改従」路
線、後者は「改主建従」路線と
しばしば呼ばれます。

原の政策が前者の原型だとす
れば、後者の原型と位置づけら
れたのが、後藤新平の鉄道政策
です。後藤は関東大震災後の復
興計画の策定に関与したことで
有名な政治指導者です。岩手県
水沢出身の後藤は、原と同じく
朝敵として蔑まれた青春時代を

過ごし、公衆衛生の専門家とし
て名を馳せた後に、台湾や満洲
での植民地統治で実績を残しま
す。この過程で藩閥勢力との関
係を深めた後藤は、第二次桂内
閣で鉄道院総裁となり、東海
道・山陽線の広軌化という幹線

強化策を掲げます。しかし、原
たちの強い反対に会い、その政
策構想は挫折を余儀なくされま
した。

・「積極政策」再考

以上の経過は、すでに先行研
究によって解明されてきまし
た。その成果を踏まえた上で、
当時の政治対立の実態をより詳
しく分析することで、さらなる
知見を得られるのではないかと
私は考えております。

まず当時の国家財政は比較的
厳しい状況にありました。日露
戦争では膨大な外債・内債が発
行され、また数度の戦時増税が
実施されたにもかかわらず、賠
償金を得られずに終戦となりま
した。これらの負担は戦後財政
の制約となります。政権与党で
あった時の原は、「積極政策」
を全面的に実行に移す財政的余
裕に乏しいと議会で発言してい
ます。

この財政状況下で、後藤は南
満洲鉄道株式会社の初代総裁と
して優れた経営手腕を発揮しま
す。その業績を評価されて第二
次桂内閣の鉄道院総裁となる
と、後藤は全国の視察に出かけ、
それを活かして大規模な鉄道拡
張計画案を作成しました。これ
は地方の新線建設に積極的な内

容であり、たとえば小牛田・新
庄・酒田を結ぶ今日の陸羽東線・
陸羽西線はこの計画に盛りこま
れた路線です。

これが同じく地方の鉄道建設
に強い関心を有する原を刺激し
ました。桂内閣下では政権に参
画していなかった政友会は、全
国各地での鉄道建設要求を高揚
させる圧力行動を強めます。こ
れまで「積極政策」として注目
されてきた原の言説には、在野
時に政府を揺さぶるための戦術
も含まれていました。すなわ
ち、「建主改従」と「改主建従」
の原理的な対抗関係だったとい
うよりも、まずは地方建設の競
合関係が両者の政治対立の発端
になったと私は理解しておりま
す。

これに伴い、議会での鉄道建
設要求の表現方法に変化が見ら
れます。議会開会中に全国各地
の鉄道建設を政府に要求する建
議案の提出は、従来は地域単位
の超党派議員団による方式が中
心でした。ところが、この頃か
ら政友会は、鉄道建議を超党派
ではなく、政友会所属の議員団
が単独で提示する方式に改めま
す。他の政党の議員は議会での
鉄道建設要求に関与できなくな
り、政友会による独占化の動き
への批判が強まります。

こうした対立は、東北地方の路線に関して特に顕著でした。具体的には、盛岡と大曲を結ぶ今日の田沢湖線や、黒沢尻と横手をつなぐ現在の北上線、また秋田・山形・新潟を通る羽越線や、福島県下の諸路線などの建設要求をめぐり、激しい議論が交わされています。これらは政友会の東北議員団のリーダーである原の意向が反映された現象だと推察できます。

この圧力行動もあって、政友会は次期政権を奪取します。すると原は鉄道院総裁を担当し、新政権下の予算編成に中心的に携わります。実際に作成された新規鉄道拡張案は、財政制約を踏まえた小規模なものにとどまり、上記の路線の大部分は将来的な検討課題とされました。他の党派の議員からは、東北地方の路線をより重視すべきだという意見も挙りましたが、原はその意見を斥けています。

これらの事例は、原たち政友会の「積極政策」が、地方利益の直接的充足というよりも、その期待感の維持・独占に力点が置かれた主張であったことを示しています。財政制約下で新規拡張予算が限られている状況だからこそ、次年度予算編成に関与する権限が重みを増し、原が

その集約に力を注いだ態様がこれらの鉄道政策の展開過程から看取できます。

・おわりに

以上述べてきましたように、大日本帝国憲法下での国家統治主体は、明治期の藩閥から、大正・昭和前期の政党へと、次第に移行していきます。しかし、その後は政党を中心とする政治体制への批判が強まり、後には軍を中心とする国家統治の模索と蹉跌に至ったことは周知の通りです。これまでは藩閥から政党への移行について研究を進めてまいりましたが、次は政党から軍への移行も視野に入れて新たな研究に取り組んでみたいと考えております。

本日の報告は、そのための予備的・萌芽的考察に過ぎないものでございます。

原によって確立された政党内閣による国家統治の到達点と限界を探るべく、まずは重要と思われる東北地方の鉄道政策に焦点を当ててみました。細かな事例分析から得られる知見をどこまで一般化できるのか、これから時間をかけて考え続けてみたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

新連載

温故知新

法律の世界―新人生諸君のために―

名譽教授

木村 亀 二(故人)

木村名譽教授は昭和11年から昭和36年退官まで刑法を担当された刑法学の巨人です。この文章は木村教授が本学に赴任間もない昭和14年に、これから法律を学ばんとする新人生のために書かれたものです。その内容は70余年を経た今でも通用する普遍的なものです。(仮名遣いのみ改めました。)

狩猟法というのがある。この法律は、一定の鳥獣を捕獲してはならぬとか、一定の場所で鳥獣を捕獲してはならぬとか、捕獲してよい鳥獣でも免許がなければ狩猟を許さぬということを規定し、それぞれ違反について処罰を設けているのである。その第二〇条第二二条には、この法律又はそれに基づいて発せられた命令に違反して捕獲した「鳥獣」の譲渡又は譲りうけを為した者を三百円以下の罰金に処する旨が定められている。

ところが、右の狩猟法第二〇条に関する判例が最近に出来た。事件は、被告人が、狩猟法に違反して捕獲した上で解体し毛皮とせられたところの狸及び牡「いたち」の皮を買受けたと

概念ニ於イテハ毛皮ヲ目シテ鳥獣ト云フベキニアラズト雖もしかかる通俗の概念を以つて臨むならば狩猟法第二〇条の趣旨は没却せられるが故に、狩猟法の解釈上は、「毛皮ヲ以テ鳥獣ナリト解スルモ不可ナリトセズ」として上告を棄却したのである。

法律というものの考え方や本質を段々に体得していったならばこんなことは別に何でもないことであるが、通俗的には鳥獣と毛皮とは別個のものと解されるにも拘らず、法律上は毛皮も亦鳥獣なりという命題が成立するところに、我々は微妙なる法律の論理の特異性を看取せねばならぬのである。

勿論、私は、法律の世界では事物の考え方が通俗のそれと逆転しているというのではない。法律の世界には法律の世界特有の考え方即ち法律の論理があるというのである。この法律の論理は、自然科学のそのように事物をありのままに観察してその中から必然的な法則を発見するということでもなければ、又、社会学のように経験法則の認識を目的とするでもない。それは、法律の目的に合ったところの合理的な規範の意味を確定するという所謂目的の論理を意味

するの外ならぬのである。
 法律を学ぶというのは、かかる法律の論理に従って、法律の世界を理解し、法律を解釈し、更にこれを運用する方法を学ぶことに外ならぬのであるが、そこには通俗の論理とは少しばかり違ふところがある。その少しばかりのゴツを飲み込むのが最も大切なことで、これから法律

を学ばんとする諸君は、先ずそのゴツを会得することを十分に心掛けるように希望したい。そうでない限り、三年間講義を聴き法律書を読んでも、結局、法律の世界を自由に馳駆し、法律を思うままに動かすというこゝとは不可能だと覚悟せねばならぬであろう。〔法学〕附録「法律サロン」第45号掲載）

〔仙台藩法制史余話〕 その一

死刑のはなし



東北大学名誉教授

吉田 正 志
 (昭和45年卒)

いる踏み板をはずして首つり状態にして、死に至らせるといふもののようです。

この死刑執行方法の根拠法は、最高裁判所の昭和三十六年七月一九日の大法廷判決により、明治六年（一八七三）の太政官布告第六五号「絞罪器械図式」であるとされています。つまり、明治初年の法が現行法として生きていくというわけですが、もともと、法制史家のなかには、この明治六年太政官布告第六五号はすでに明治一四年（一八八一）に失効しており、現在の死刑執行方法には法的裏付けがない、と主張する人もいます。

それはともかく、現在の死刑は、死刑囚の命を奪うことだけが刑の目的ですから、できるだけ死刑囚に苦痛を与えないで執行することが求められています。

仙台藩の死刑執行方法

それに比べて、江戸時代の死刑は、幕府をはじめ諸藩においても、その犯罪の凶悪度に比例して、いかにはずかしめ、いかに苦痛を与えて執行するかが重視されました。仙台藩でも同様でして、死刑執行方法に数種ありました。

近世初期には、とくにキリシ

タンに対して、釣殺し・火焙り・水漬けなどの残酷な方法がとられたようですが、藩政中期頃からはほぼ執行方法が固定されました、それが藩政末まで維持されます。

それでは、どのような種類があったかという点、まず、武士に対しては、重い順に「牢前において斬罪」「牢前において切腹」「その身屋敷にて切腹」の三つが法的に規定されています。「切腹」は、いうまでもなく武士としての体面を維持したままの斬首で、「斬罪」はただの斬首です。もともと、きわめて重大な犯罪に対しては、武士の身分を剥奪して一般庶民身分に落とし、庶民に行われる方法で死刑執行することもありました。

それでは、百姓や町人の一般庶民―仙台藩では、一般庶民のことを「凡下」と呼びました―に科される死刑としては、どのような種類があったかという点、やはり重い順に「竹鋸にて挽き磔」「火罪」「磔」「獄門」「切り捨て」の五種類が規定されています。

① まず、「竹鋸にて挽き磔」ですが、これはおそらく幕府の「鋸挽」と同様の方法だったろうと思われる。幕府の「鋸挽」

は、江戸でしたら日本橋のたもと晒し場に、穴を掘ってそのなかに死刑囚を坐らせ、カセをかけて動かないようにした首だけを地上に出させ、首の両側に俵を積んで、その俵に竹鋸を立てかけておいて二日間晒し、その後処刑場で磔にするということです。ごく初期においては、通行人に実際に鋸で死刑囚の首を挽かせたともいわれますが、これではあまりにも残酷です、鋸はそばにおくだけで、実態としては晒し刑だったようです。しかし、これでは形式的すぎると考えた八代將軍吉宗の命で、死刑囚の肩を少し切つて、その血を鋸に付けておくことにしました。

仙台藩の「竹鋸にて挽き磔」も、仙台下の一番の繁華街であった、大町通りと国分町通り交差点である芭蕉の辻（高札場があったので札の辻とも呼ばれます）で三日間晒し、それから処刑場で磔にしました。

もともと、幕府との違いもありまして、幕府が鋸挽に処した犯罪は主殺しだけでして、親殺しは単なる磔でした。この点をとらえて、幕府は、封建道徳である「忠」を「孝」よりも重視したなどという人もいます。これに対して、仙台藩の「竹鋸に

法学部同窓会事務局より、仙台藩の法制のいくつかを連載の形でこの「会報」に紹介してほしいとの依頼を受けました。はたして連載になるか、それともこの一回限りとなるか分かりませんが、せつかくの機会ですので、思いつくままにおはなしてみます。

現在の死刑執行方法
 現在のわが国では、刑法第一一条第一項に「死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する」とありますので、絞首がその執行方法とされています。最近、死刑執行施設が公開されたことをご記憶の方もおられるでしょうが、それは、死刑囚の首に縄をかけ、死刑囚の立つて

て挽き磔」が対象とする犯罪は、主殺しと親殺しの両方として、仙台藩では「忠」も「孝」も同程度に重視したということになるでしょうか。ちなみに、伝統中国では、「忠」よりも「孝」が重視されたといわれます。

② 次の「火罪」は、放火犯に対する死刑執行方法で、これは幕府なども同様です。「目には目を、齒には齒を」という、いわゆる同害報復(タリオ)の典型的な事例といえます。この「火罪」に処された死刑囚の遺骸は、そのままの形で七日間その場に晒されました。ただし、この七日間というのは連続しての七日間ではなく、支障のある日を除くとびとびの七日間です。また、その晒し場の番人として近くの被差別民が動員されました。

③ 「磔」は、これまた幕府と同様に磔用の柱に死刑囚を縛り付け、二本の鎖でもって左右から突いて死に至らせるものです。この方法はきわめて多くの種類の重大犯罪に対して用いられています。この鎖を突く死刑執行人としては、仙台城下の被差別民が動員されます。また、執行後の遺骸は、やはりとびとびの五日間その場に晒されますが、これまた番人として近くの被差別

民が使用されました。東北地方にはあまり差別問題がないといわれますが、差別された人々がいたことは確実で、そのことを忘れてはいけません。

④ 次の「獄門」ですが、これもまた幕府と同様、獄門台の上に斬首した死刑囚の首をおいて、三日間晒したものです。獄門という言葉は、もともと中世期に斬首した首を獄舎の門にかけて晒したことから出ているようですが、江戸時代には台の上に乗せたり、杭に刺したりして晒しています。この「獄門」も多様な犯罪に使用されています。

⑤ 最後の「切り捨て」ですが、これは単に斬首するだけで、晒しは付加されません。単純な殺人などに対して科されまして、一人殺せば一人死ななければならぬという、これまたタリオ刑といっているようです。

なお、「獄門」と「切り捨て」については、首のなくなった遺骸が、刀の切れ味を試す「様物」に利用されました。江戸幕府では、単純な斬首刑を「下手人」と呼んでいます。戸幕府では、「下手人」は付加されません。「下手人」より重

い斬首刑として「死罪」があり、この「死罪」と「獄門」が「様物」になりました。この幕府の「様物」をした人物として有名なのが、山田朝右衛門、人呼んで首切り朝右衛門として、代々その名を襲名して幕末まで至っているようです。しかし、彼は幕府の役人ではなく、「御様御用」を任された浪人だったとのことです。おそらく、仙台藩にも同様に「様物」を行う人物がいたのではないかと考えているのですが、まだよく分かりません。今後さらに調べてみたいと思います。

方法、単にその死刑囚個人にせずかじめと苦痛を与えることだけが目的ではなく、やはり「火罪」や「磔」という公開処刑や、処刑前後の晒し刑の付加を通じて、多くの領民や家臣に、こうした罪を犯せばこんなむごい死に処されるのだという意識を植え付けること、法律的にいえば一般予防でしょうか、その効果をもねらっていたことが明らかです。

そのことは、例えば、重大犯罪の死刑囚が死刑執行以前に死亡した場合は、その遺骸を塩漬けにして保存し、その遺骸を刑に処す「屍仕置」もありまして、その死刑囚はすではずかしさも苦痛も感じないはずなのに、死に処されと成仏できないという死生観があったでしょうから、この世に留まっている魂魄が苦痛を感じたかもしれない。処刑を実行することもあったことと疑いありません。

現在のが国では、死刑が公開されることはありませんが、歴史的には洋の東西を問わず、公開処刑が一般に行われていました。しかし、このように死刑を公開することで、はたしてみせしめとして役立つのでしょうか。

以上、仙台藩の死刑の概要を述べましたが、死刑が、その犯罪の凶悪度に応じて、いかにはずかしめ、いかに苦痛を与えるかを眼目にしていたかを、それなりにご理解いただけたと思います。もっとも、こうした死刑執行

仙台藩の死刑制度が、みせしめとしての効果をどの程度もったかについて、その検証を行うことはたいへん難しいことですので、今後、現在の死刑制度存廃をめぐるいろいろな意見を勉強するなかで、この点をも少し考えてみたいと思っています。

以上、仙台藩の死刑の概要を述べましたが、死刑が、その犯罪の凶悪度に応じて、いかにはずかしめ、いかに苦痛を与えるかを眼目にしていたかを、それなりにご理解いただけたと思います。もっとも、こうした死刑執行

24年度同窓会総会のご案内	
<p>〈同窓会本部・東京支部総会〉</p> <p>日時：11月2日(金)18時～</p> <p>会場：東京神田・学士会館 TEL 03-3292-5936</p> <p>会費：@7,000円</p> <p>参加連絡先：澤田淳事務局長 TEL/FAX：045-313-4833 E-mail：sawada@pronet-jp.com</p>	<p>〈宮城支部総会〉</p> <p>日時：11月9日(金)18時～</p> <p>会場：ホテル法華クラブ仙台 TEL 022-224-3121</p> <p>会費：@5,000円</p> <p>連絡先：同窓会事務局 TEL/FAX：022-795-6181 E-mail：dosokai@alumni.law.tohoku.ac.jp</p>

自主ゼミだより

法学部学生自主ゼミの活動を周知するための頁を新設しました。現役学生の皆さんの活動状況をご覧いただき、かつてこれらのゼミに所属して活躍された会員の方々はもとより同窓会員の皆様から後輩への助言・支援をよろしく願いたします。

○無料法律相談所 (代表 4年 水口裕貴)

- ・メンバー：4年生 28名・3年生 26名・2年生 25名・1年生 30名
- ・活動内容：平日所定の時間に市民の方から電話にて相談の内容を伺い、毎週土曜日に法学部棟にて回答するという形態で相談活動を行っています。相談に際しては、本学の教授や弁護士の先生方からバックアップを頂いています。
- ・活動日程：4月14日・21日・28日、5月12日・19日・26日、6月2日・16日・23日・30日、7月7日・14日
夏季出張相談開催：8月10日秋田県湯沢市
7月までは4年生が相談の中心メンバーで、8月の出張相談以降は活動の中心が3年生に交代します。
- ・先輩へのメッセージ：市民の皆さまから当相談所が認知・理解されて活動を活発に行うことができるのも、先輩たちが団体の長い歴史の中でお力を発揮されてきて、市民の方からの信頼を得てきたからこそだと感じております。今後もお客さまに満足いただけるよう所員一同研鑽してまいりますので、ご指導のほどよろしく願いたします。

○東北大学法学部模擬裁判実行委員会 (代表 3年 安齋翔太)

- ・メンバー：3年生 33名・2年生 17名・1年生 24名
- ・活動内容：市民の皆さまに法と社会の関わりについて考えて頂くため、毎年秋に萩ホールにおいて裁判劇の公演をしております。今年は災害などの非常事態が発生した後、法が人々の生活にどのように関わるのかをお伝えしたいとの思いから「震災による内定取り消し訴訟」をテーマに取り組みます。
- ・活動日程：10月27日(土)・28日(日)に萩ホールで公演します。今年は杜の都駅伝による交通規制のため二日間で開催・開演の時間が異なりますのでご注意ください。
- ・先輩へのメッセージ：久々の民事訴訟テーマということもあり、委員一同例年にも増して意欲的に日々の活動にあっています。近況は随時ツイッターやホームページに更新されますので、ぜひそちらもご覧ください。今後ともどうぞよろしく願いたします。36年卒の皆さま昨年公演へのご寄付ありがとうございました。

○東北大学倶楽部国際法 (代表 2年 沼田真志)

- ・メンバー：4年生 9名・3年生 10名・2年生 12名・1年生 22名
- ・活動内容：年2回開催される国際法模擬裁判大会に参加し、約20校で書面・弁論の優劣を競います。昨年のAsia Cupでは書面順位で原告・被告とも2位になりました。
- ・活動日程：8月10～12日 Asia Cup Japan Round (東京)、12月下旬 Jessup (東京)これに備え毎週水曜日16時30分から活動しております。
- ・先輩へのメッセージ：平素より格別のご厚情を賜り、様々な面で大変助かっております。この場を借りて心より御礼申し上げます。近年は安定して上位進出を果たしており、比較的好成績を残していると自負しております。今年度も夏大会への取り組みを開始しており、偉大なる先輩方が作り上げていった倶楽部国際法の伝統に恥じぬよう精進して参ります。これからもご支援・ご鞭撻のほどよろしく願いたします。

○法社会学研究会 (代表 2年 大高志織)

- ・メンバー：4年生 6名・3年生 5名・2年生 8名・1年生 10名
- ・活動内容：社会で起きている様々な事象や問題を取り上げて、ゼミ形式をとることで議論の中で他人の考えを知ったりする機会も設けられており、活動参加者各人によって主体的に活動がなされています。5月に昨年度の活動報告書「轍」を発行しました。今年度前期は「医療と法」をテーマに活動します。昨年「人間の安全保障学会」で発表の機会を頂き、その縁でユネスコ・バンコク正規職員ダリル・メイサー氏によって「UNESCO Youth Forum in New Zealand: Looking Beyond Disaster」に招待され、法社研から2名が参加しました。
- ・活動日程：原則週一回空きコマを利用して活動しています。
- ・先輩へのメッセージ：先輩方が培ってきた歴史と伝統を汚すことなく、そして法社会学研究会の一員である事、東北大学法学部生の一員である事を誇りに思いながら日々活動していきたいと思っております。今後とも、法社会学研究会をよろしく願いたします。

会員だより

わが青春 有朋寮時代を想う



塚田 一雄
(昭和36年卒)

東北大学を卒業後既に半世紀余りが過ぎた。我々も古稀を過ぎ、人生の黄昏期を迎えるに至った。この度事務局長から在学中の寮生活の思い出を書いて欲しいと依頼を受け、取り掛かったのだが、記憶が薄れ、思い出せないことも多くなってきた。当時の古い写真を取り出し、懐かしさに浸り、回想する事にした。

一、我々は大学教養部の二年間を東北大学学生寮「有朋寮」に入り、学生生活を送った。有朋寮は十年ほど前廃寮が決まり、その後取り壊され、現在は跡地も売却されてしまっているとの事であり、実に残念で、寂しい限りである。しかし、掛け替えのない青春を謳歌した

大の学生寮で、寮舎は昭和二十八年新築で未だ新しく、部屋は二段ベッド、机、椅子、スタンド、ロッカー付の洋式であった。旧制二高以来の、伝統ある、古い明善寮と比べるとかなりモダンな寮であった。

二、我々は昭和三十二年四月東北大学学生寮「有朋寮」に第四期寮生として入寮した。当時の日本社会・経済は最早戦後ではないと謂れ、高度経済成長の時代に向かっていたが我々の生活は未だ豊かではなく、貧乏学生の時代であった。入寮生の多くは東北、関東出身者であったが、全国各地から来ていた。有朋寮は二百四十名収容の東北大最

し、氣勢を上げて行進、最後は駅前で解散となった。何とも凄いな新入寮生歓迎の洗礼を受けた。今考えると、未だ旧制高校以来の蛮カラな気風が遺されていたのだろう。それにしても未だ良き時代であったと思う。仙台市民の皆さんがトンペイ生を暖かく受け入れてくださり、本当に有難いことであつた。

三、寮生の部屋割りはサークル毎で決められていた。従つて新入寮生もいづれかのサークルに入り部屋が確保される。色々なサークルがあつたが精神修養、気遣い部落、サロン・ド・ポリテイク、スケッチ、セツルメント他ユニークなものがあつた。

四、入寮後直に歌集が配られ、我々新入寮生は毎夜食堂で先輩達から校歌、寮歌、民謡、ロシア民謡等歌の特訓を受けた。暫くして忘れることの出来ない新入寮生歓迎会が催された。三神峰での観桜コンパである。全員どてらを着て(有朋寮正装)有朋寮と染め抜かれた手拭いを鉢巻して円陣を組み、大太鼓を打ち鳴らし、蛮声を張り上げて校歌、寮歌を歌う。その後、どてら姿のまま東一番町へ繰り出

五、秋の在仙大学合同寮祭の仮装行列に参加したことも忘れられない。夫々の寮が思い思いの趣向を凝らし、市内を行進、仙台市民の喝采を浴びた。有朋寮から参加の一組が努力の甲斐あつて優勝。絞めたばかりの鶏を賞品に貰い、贅沢な鳥鍋で祝勝会をしたことが思い出される。

六、私は二年生の時、有朋寮委員長に立候補し、当選、寮運営を一期担当した。正、副委員長、炊事幹事、会計幹事、庶務、文化、風紀等十八名の委員で内閣を構成し寮運営をした。寮は大学学生部の管理下にあり、大学寄宿舎規則なるものがあつたが、寮運営は寮生に

七、寮生活は食費一日五十八円(朝食二十六円、夕食三十二円)と寮費月百円で賄われていた。炊事幹事は八百屋、魚屋、豆腐屋等と夜遅くまで価格交渉をし、食費を安く抑える為大変頑張っていた。寮生は何時も食事合図の大太鼓の音で食堂へ急いだものだ。寮生は寮の食事だけでは腹を満たすことは出来ず、夜は空腹になると飯盒で飯を炊き、ふりかけを掛けて、よく飯を食べたものである。食堂の売店はタバコのばら売りをしてくれ、又十五円のかけ蕎麦、コッペパンによくお世話になった。大抵の寮生はアルバイトをして生活費の足しにしていた。バイト料は一日三百円位であつたと思うが、バイト料が入るとささやかな贅沢に与ることができた。

八、殺風景な男子学生寮に女子学生が訪れ、華やいだ、愉しい時があつた。宮城女子大他女学生が参加する寮祭

フォーグダンスの夕べである。夕方より寮の食堂が解放され、軽やかな、楽しいレコードの音が流れ、寮の空気が変わる。寮生は皆心を時めかせ、フォーグダンスを愉しんだ。又この機会がきっかけで交際が始まり、恋が生まれたことも確かな事である。

九、傑作な出来事もあった。或朝、寮の玄関に忽然と役所のでかい看板や、コンクリート台の付いたバス停の表示板が出現、寮委員が役所、バス会社に連絡を取り、お詫びをして引取に来て頂く。酔っ払った寮生に依る悪戯と謂う事で穩便に事は収まった。

十、寮委員の任期を終え、解散会を国分町の「酒仙道場」で盛大に行う。兵の先輩達が酔って暴れ、障子、襖を壊したと云う大広間で浴びるほど酒を飲み感慨に咽び、固い友情を誓い合ったことも忘れ難い。十七人の委員の仲間も既に三人が鬼籍に入り今は居ない。残念で寂しい。青春を謳歌した有朋寮時代、起居を共にし、同じ釜の飯を食い、裸

の付き合いをした仲間の事は決して忘れることは出来ない。

十一、三十二年有朋寮入寮者の仲間会、ここ十数年来毎年親睦会を開き、懐かしい面々との再会を楽しんでいる。我々は、昨年十月、卒五十年を記念し記念文集「長町鹿野前青春一丁目」を刊行し、刊行記念パーティを開催した。記念文集は国会国立図書館の東京館、関西館、東北大学図書館、史料館、仙台市立図書館に夫々寄贈し、蔵書されている。大変嬉しく、喜びに堪えない。

未だ、懐かしい思い出が色々甦ってくるが、紙面の制約があるので又の機会に語ることにしたい。

最後に、この度の東日本大震災により壊滅的な被害を受けた東北太平洋沿岸地域の風景を目にする度に心が痛みます。一日も早い復旧、復興を祈らずにはおられません。

「蝶々夫人異聞」 オペラドキュメンタリーを制作して」



映画監督

飯塚 俊男
(昭和46年卒)

△オペラ歌手岡村喬生との出会い▽
オペラ歌手岡村喬生は、80歳になった今もバス歌手として歌っている。日本の現役オペラ歌手では最高齢だろう。黒縁の眼鏡で精力的に話す姿は、かつてテレビに頻繁に出ていた頃と変わらない。

岡村との出会いは6年前にさかのぼる。紀伊國屋書店から発売したDVD「サッチャン作曲 家中大恩の世界」の撮影で、浜松のオペラハウスに行った時の事だった。ここで山本周五郎原作、岡村喬生脚色、大中恩作曲のオペラ「松とお秋」が上演されていた。オペラと言っても、オーケストラをバックに何十人も合唱が登場するスペクタクルではなく、楽器はピアノとクラリネットの2つ、岡村が1人

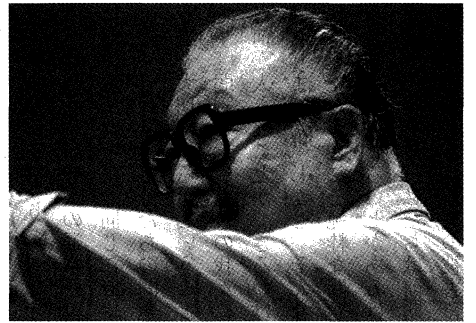
で9役を演じ分ける簡素なものだった。童謡「サッチャン」の作曲で有名な大中を主人公にした撮影だったのだが、終了後の打ち上げパーティーでの岡村の存在感は大きかった。「日本は経済大国だと言っても、まだまだオペラを見る人は少ない。外国からの輸入オペラが多く、入場料は何万円もして庶民が見られる金額ではない。だからオペラをもっと大衆化するために、入場料の安い1人オペラを作った」と熱く語った。さらに熱く語ったのが「ブッチーニのオペラ蝶々夫人にはいくつもの日本の誤認がある。それを正してイタリアで上演する」という強い思いであった。

一人オペラという発想も面白かったが、蝶々夫人の台本に手

を加え本場イタリアで上演するという夢の大きさには感動した。しかも、イタリアに行つて自ら演出する舞台を上演するためには莫大な費用がかかる。そのお金を工面するために至る所に足を運び頭を下げる。しかし、不景気のおおりに受けて一向にお金が集まらない。最後は自宅を売ってでもイタリア上演を実現する、と宣言したのである。私はこうした岡村の一途なところが好きだ。この時、いつか岡村を主人公にした映画を作ろう、と決意した。

△岡村喬生の日本の誇りをかけた
闊い▽

岡村は、敗戦後14年目の1959年に、1歳になる1人息子と妻を残して単身でイタリアに留学した。その頃NHK専属の東京放送合唱団の一員だったが、早大グリークラブ出身で本格的な音楽教育を受けてこなかったため、歌の勉強しようかと本場イタリアの政府給費留学生の道を選んだ。それから20年、イタリア、オーストリア、ドイツで音楽を学び、一流の歌劇場の専属になって国際的なオペラ歌手として活躍することになっ



た。同じ頃国際的指揮者の道を歩んだ小沢征爾もそうだが、この時代に世界を目指した人々の精神は不思議に明るい。敗戦後の暗い影を引きずらず、失うものがないというような積極的な生き方は注目に値する。パブル崩壊から20年たつても、世界に出て行くこうとしない保守的な精神が蔓延する現代とは大違いである。

岡村は常々、オペラはヨーロッパの白人社会から生まれた白人のための遊興文化だ、そこには日本はおろかアジアの存在は微塵もないと言う。そういう中で、岡村は日本を舞台したブッチーニの代表作「蝶々夫人」に出演させられた。蝶々の叔父

で坊主のボンゾー役で出演した時、キリスト教に改宗した蝶々をのしる言葉に「カミサルンダシーコ」(神、猿田彦)があった。演出家に対して坊主が神様の名前でのしることはおかしいと指摘すると、「この日本語が分かるのはお前とお前の奥さんくらいなのだ、そのままやれ」と言われた。このような間違いは他にもあって、調べると11箇所にのぼった。2011年夏、それらを正した上でいよいよイタリア上演が実現することになった。



ハイタリアオペラの巨大な壁V「蝶々夫人」を上演するのはブッチーニの生まれ故郷に近い

い保養地トッレ・デル・ラーゴ。ここにはブッチーニが建てた別荘が残っていて、孫娘のシモノッタが博物館にして管理している。意気込んでイタリアに渡った岡村を待っていたのは、孫娘の「ブッチーニの芸術を傷つけてはならない。台本改訂は拒否する」のひと言だった。イタリア側は、ブッチーニが亡くなって80年以上経つので法的な著作権は消滅しているが遺族の了解なしに台本に手を加えることは許されない、とにべもない。その上東京でオーディションまでして選んだ準主役級の日本人キャストが、定員3200

の野外劇場では声が通らないと出演を拒否された。いやが上にもオペラ宗主国イタリアの壁が大きいのしかかる。結果としては、台本改訂はまならなかったが、岡村の日本文化のディテールこだわる演出は高く評価されイタリア上演は大成功の裡に幕を閉じた。公演最終日に岡村はブッチーニオペラの最高荣誉であるブッチーニ賞を受賞した。このドラマチックな出来事は、私が監督した「ブッチーニに挑む 岡村喬生

東京銀座東劇にて公開、順次全国(上映)で克明に描かれている。正しい日本文化を理解してもらおうとイタリアに乗り込んで「蝶々夫人」を上演する試みは、まだ端緒にすぎたばかりだが、一途な岡村は来年の再演を目指して活動を始めている。この試みを応援し成功させるためにも、ぜひ映画をご覧いただきたいと思う。

「私たちができること」

〜貴重な三日間の経験を生かして〜

山口 康太郎 (法学部四年生)
黒川 政 矩 (法学部三年生)

二〇一一年九月、私たち法社会学研究会は、人間の安全保障学会の創立大会にて、研究発表を行うという好機に恵まれました。法社会学研究会は、昨年度の前期に「震災がもたらした影響と諸問題」というテーマを掲げ、日々新聞やテレビから膨大かつ雑然とした情報が報道される中、一度きちんと整理して理解しておくべきという認識の下、東日本大震災によって生じた様々な問題を敷衍してまいりました。その活動が、本学で「人間の安全保障」について研究されている教授方(国際文化研究

科、農学研究科、環境科学研究科に所属されている先生方)の目に留まり、我々に声をかけていただき、学部生では経験できない学会報告の機会を賜った次第です。最初にお話しをいただいたときには、一介の学部生に過ぎない私たちに何ができるのだろうかという不安が大きかったです。が、お声をかけて下さった先生方や学会の方々の期待に添う発表ができれば、三月一日の震災以来続く「自分には何ができるか」という問いに答えを出せるのではという期待も強く感じ

たことを覚えていきます。

この「自分たちにできる」とは何か」という問題意識は、我々のプレゼンテーションにも直接反映されています。東北で学ぶ我々ですが、それぞれ地元は様々で、幸いなことに家族・親族が直接被害を受けた者も多くはありませんでした。

そんな我々が、「Young Voice From Tohoku」というテーマに対して、何をどう答えることができるのか。先生方や留学生のご協力を得ながら、何度も何度も改善を重ねました。誰もが初めての学会発表であり、しかも世界各国から集まった方々に英語で発表するというところで、実際の苦労は想像以上でした。そうした検討を何度も重ねて我々が最後にたどりついたのは、法社会学研究会の通常活動におけるモットーと同じことでした。それは「自分たちの問題意識を大切にする」ということです。弱冠二十歳前後の我々には何か大きなことができるわけはありません。しかし、そんな若い我々だからこそ純粋な問題意識で考えられることがあるはず。震災後、私たちは前期の通常活動として震災の被害に

ついて学習を続け、また、メンバーそれぞれが各地でボランティア活動に励んできました。その中で抱いた疑問こそが、「Young Voice From Tohoku」として発信できるものだと思います。

当日私たちは、法社会学研究会を代表し、「Parental Custody In Emergency」(山口)「Democracy in Emergency」(黒川)という題で発表を行いました。今回の震災で、地震の発生後に多くの学校で児童・生徒が学校から保護者に引き渡されました。そしてその中には、学校に残っていれば助かったはずが、保護者とともに自宅などに向かうなどしてかえって被害の津波にのまれてしまった子供たちも多く含まれています。私たちは、この事実を紹介し、わが子を引き取りようとする保護者を引き留めることで、悲劇を防ぐことはできないかという考察並びに緊急時における政策決定過程と復興時における政策決定過程についての考察を発表しました。

当日は大変緊張しましたが、報告の準備を手伝い京都まで応援にかけつけてくれた法社研のメンバーはじめ多くの方のご支

援で、つたない英語で日本の学校制度を前提とした問題を理解してもらおうのは大変でしたが、尊い命を何とかして救えなかったのかという私たちの問題意識は、伝えることができたと思います。

学会では、その後の二日間も多くの研究発表を拝見しました。人間の安全保障という研究分野が比較的新しい学問領域の創設大会ということもあり、学会全体が非常に活気に満ち溢れていて、同世代の学生の発表から多くの刺激を受けました。

この学会を終えた後も、山口個人としては、前期から所属し

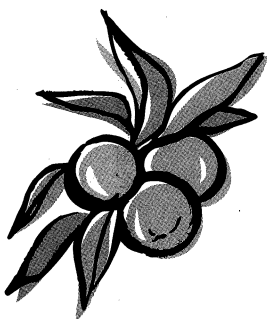
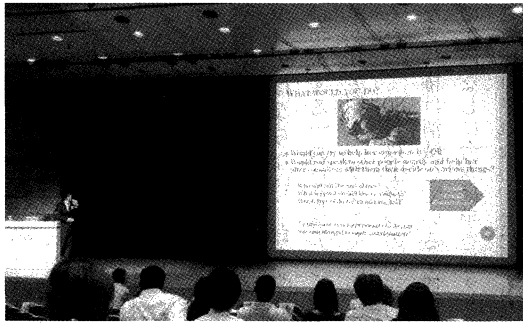
ていた学部の「東日本震災関連の法律問題合同ゼミ」にて、この問題の法的アプローチによる解決方法を模索しました。いわゆる学際分野の学会に参加し、手段を問わず結果の達成を成し遂げるという学際分野の学問に触れたことで視野を広げて問題にあたることができたように思います。最終的には、三井物産環境基金のご支援も受け、ゼミ論文集にまとめるといふ機会にも恵まれました。

ここで改めて「自分たちには何ができるのか」という問題意識を問い直せば、やはりまだ成し得たことは少ないと思えます。私たちが将来、個々の進路において何かを成し遂げることが支えて下さったみなさんへの恩返しになると考えています。そのためにも法社会学研究会としては、今回の貴重な経験を生かし、今後もより質の高い活動を行えるよう努力したいと思えます。

石巻市立大川小学校の悲劇に世間の注目が集まり、あまり報道される機会も少なかった引き渡し後の児童・生徒の問題も、その後各種、新聞・テレビなど各種媒体で報道されるようにな

りました。しかし、震災から一年を過ぎた今、関心が薄れつつあるように思います。私たちが研究を続けることで、少しでも問題提起を続けられればと思います。

最後になりましたが、私たちは、あの震災以来、国内外各地から多くの暖かい支援を頂きました。こと私たち学生についていえば、多くの著名人の方々の講演を聴く機会を得たことや、研究活動へのご支援を頂いたことが大きな力になりました。この場を借りてお礼を申し上げます。



本部だより

(1) 平成23年度収支決算(案)と平成24年度予算(案)

平成 23 年度は、東日本大震災の年でしたが復興の道はまだまだ遠く、被災された同窓の皆様に対し改めてお見舞いを申し上げます。

さて今年は被災した母校への思いをお寄せいただいた会員が多く、例年を上回る会費納入がありました。同じ思いで入学した新生生の納入と相まって、収入予算を大きく上回ることができました。一方支出では、「進路を考える集い」が大幅に変更されたこと、名簿発行が来年度に延期されたこともあって各費目で支出がおさえられました。このために、予算より大きな収支差額を計上することができました。みなさんのご協力に感謝申し上げます。今年度は、来年名簿を発行するに当たり諸準備を行う年となります。そのための予算を若干計上しますが、全体としてはほぼ平成23年度の予算を組みました。引き続き、支部組織活性化につとめてまいります。会員のみなさんには、会の行事への積極参加と会費納入のご協力をよろしくお願い申し上げます。

★収入の部

単位:円

項 目	23年度予算	23年度決算	予算対比	24 年 度 予 算
1)会費等	5,250,000	5,486,200	236,200	5,350,000(年会費・新入会員および通常会員)
2)利 息	3,200	1,622	-1,578	3,200(実績勘案)
3)広告料	0	0	0	0
4)雑収入	27,500	35,300	7,800	7,000(名簿販売・実績勘案)
合 計	5,280,700	5,523,122	242,422	5,360,200

★支出の部

項 目	23年度予算	23年度決算	予算対比	24 年 度 予 算
1)会議等	320,000	260,860	-59,140	320,000(実績及び名簿編集会議等)
2)事業費(会報発行ほか)	1,250,000	1,077,190	-172,810	1,210,000(会報発行ほか)
3)事務費(旅費・人件費等)	2,582,500	2,554,919	-27,581	2,562,500(旅費・人件費等・実績勘案)
4)通信費(郵送料ほか)	730,000	668,278	-61,722	730,000(会報郵送料ほか 実績勘案)
5)振替手数料	170,000	168,080	-1,920	170,000(実績勘案)
合 計	5,052,500	4,729,327	-323,173	4,992,500

★収支差額の部

項 目	23年度予算	23年度決算	予算対比	23 年 度 予 算
1)期間収支差益	228,200	793,795	565,595	367,700
2)前期繰越金	21,835,919	—	—	22,629,714
3)次期繰越金	—	22,629,714	—	22,997,414(見込み)

注:上記の「収入」「支出」および収支差益ともに案であり、「理事会」「総会」の承認を得て成立する予定です。

(2) 平成24年度法学部同窓会行事予定 (日時 () は未定です)

平成 24 年

- 4 月 6 日 法学部新生オリエンテーション講演
(講師:藤田宙靖名誉教授)
- 4 月 20 日 第 1 回常任理事会(ホテル法華クラブ仙台)
- 4 月 24 日 東海支部総会(名古屋鳥久)
- 4 月 27 日 法学部新生歓迎会法祭大
(エルパーク仙台)
- 5 月 9 日 学術振興基金支援グループ懇談会
(法学部小会議室)
- 6 月 2 日 広島支部総会(鯉城会館)
- 7 月 6 日 会計監査(法学部小会議室)
- 7 月 6 日 学術振興基金理事会(法学部小会議室)

- 7 月 11 日 学術振興基金申請採択連絡会
(法学部小会議室)
- 7 月 13 日 岩手支部総会(盛岡メトロポリタンホテル)
- 7 月 20 日 同窓会会報第 39 号発行
- 7 月 20 日 青森支部総会(アラスカ会館)
- 7 月 25 日 第 2 回常任理事会(ホテル法華クラブ仙台)
- 7 月 30 日 秋田支部総会(ルポールみずほ)
- 8 月 24 日 北海道支部総会(ピヤケラー札幌開拓使)
- 8 月 31 日 宮城支部役員幹事懇談会
(ホテル法華クラブ仙台)
- 10 月 6 日 平成 23 年度理事会
(片平 エクステンション教育研究棟)

10月(28)日	福島支部総会(杉妻会館)	平成25年	
11月2日	同窓会本部・東京支部総会(学士会館)	1月25日	大阪支部総会(アサヒスーパードライ梅田)
11月9日	宮城支部総会(ホテル法華クラブ仙台)	1月30日	第3回常任理事会(ホテル法華クラブ仙台)
11月10日	新潟支部総会(新潟グランドホテル)	2月	宮城支部役員幹事懇談会 (ホテル法華クラブ仙台)
12月	東北芝蘭会総会(ホテル法華クラブ仙台)	3月26日	法学部卒業祝賀会(ホテル法華クラブ仙台)

(3) 同窓会学術振興基金

法学部同窓会学術振興基金(理事長吉田正志教授・S45年卒)では、平成23年度に①大学院生が刊行している研究紀要「東北法学」へ150千円 ②「無料法律相談所」へ85千円 ③「模擬裁判実行委員会」へ70千円 ④「法社会学研究会」へ50千円 ⑤「倶楽部国際法」へ70千円 ⑥法科大学院生の司法試験対応のための「萩法研究会」へ450千円、合計875千円の活動経費補助支出を行いました。これにより「東北法学」は紀要37号(5月)38号(11月)を刊行、「無料法律相談所」は山形県天童市で25件の出張相談を実施しました。「模擬裁判」は川内萩ホールにおいて11月19・20日に「死刑と裁判員」をテーマとする公演を行い延べ700人の観客が集まりました。「法社会学研究会」は前期に「震災対応」・後期に「教育」についての研鑽を深めました。「倶楽部国際法」は恒例の国際法模擬裁判コンクールで活躍。特に前期アジア杯では書面部門で第2位の好成績でした。「萩法研究会」は受験直前の大事な時期に震災で思うような詰め活動ができませんでしたが、受験生の頑張りによって合格ランキング上位の成績を取ることが出来ました。

(4) 平成25年11月 会員名簿の最新版を発行します!

同窓会員相互の親睦をはかり、母校との連絡を密にするための「会員名簿」は現在平成19年度発行版が最新となっています。従来の4年ごとの発行から5年サイクルに切り替えての新しい版を平成24年度に発行しようと計画しておりましたが、昨年の東日本大震災の影響を考慮して一年先延ばししました。今般、いよいよ平成25年11月での発行を目指し編集作業を開始しました。

手始めに今年度の会報お届けに際して、現住所データ・名簿購入予約等の確認調査ハガキを同封しております。本会から会員の皆様への「会報」等刊行物送付及び諸連絡並びに25年度会員名簿作成のための基礎データですので、出来るだけ速やかにご返送くださるようお願い申し上げます。あの人は今どうしているかな?と思ったときに、住所がわかったり、勤務先名がわかったりすることは同窓生の絆を強めてくれます。既にご退職の場合も、元の勤務先名を元〇〇と表示くださればそれも貴重な情報になります。支部組織や同期会・職域等で会員の皆様の名簿を最近取りまとめておられるならばそうしたデータもご提供いただけますよう、特段のご協力を重ねてお願い申し上げます。

今回調査しますデータをもとにして、最新時点での連絡不明者リストを取りまとめ、さらなるフォローアップを行う方針で臨み、「より正確な情報」を盛り込んだ名簿を作成したいと考えております。

同窓会組織にとって名簿データは文字どおり組織の生命線です。個人情報保護については万全の注意を払って、現在(株)廣済堂と機密保護・保持契約を締結して管理しております。また、第三者への開示は、本会各支部・同期会幹事、法学研究科、萩友会(地域行事案内)からの個別依頼に限定・対応しております。

平成23年度 卒年別 会費納入会員数

卒年	昭12	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	旧28	新28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
会員数	1	1	2	5	1	8	0	6	6	10	2	8	7	13	17	23	31	28	40	50	34	40	63	55	30	33
卒年	昭39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平1
会員数	48	24	29	22	48	27	30	27	28	28	24	30	17	30	17	24	22	27	17	24	13	10	18	10	12	12
卒年	平2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	院生	学生	合計
会員数	14	17	12	8	10	6	4	10	7	13	5	7	5	4	8	10	6	8	9	8	11	2	1	8	163	1488

- 35年卒が最高でした。
- 平成卒の方のご協力をよろしくお願いいたします。

※「院」…全ての大学院卒業・修了者を対象

支部だより

北海道支部

西澤 香衣

北海道支部では、平成23年度総会を平成23年8月26日、札幌市中央区のピアケラー札幌開拓使にて開催いたしました。

当日は、同窓会本部より、水野会長と清水事務局長にご参加いただき、支部からは新田支部長以下24名、総勢26名での会となりました。

竹田事務局長（S61卒）の司会により、総会で会計報告が承認されるとともに、来年以降の総会日程について固定化することとし、原則として8月第4金曜日に開催することが満場一致で承認されました。また、長年にわたり同窓会の開催にご尽力された安念前副支部長（S29卒）の訃報をご報告いたしました。その後、鈴木敏之さん（S31卒）の乾杯により、ビール会が始まりました。

水野会長と清水事務局長から



は、東日本大震災の大学における被害状況を中心にお話いただき、出席者一同真剣に聞き入りました。また、参加いただいた会員のみなさまからは、ユーモアを交え一言ずつ近況報告がなされました。今年、久しぶりにご参加く

ださった方、初めてご参加くださった方が例年より多く、同窓会の結束を感じられる会となりました。

最後は、鈴木さんの指名により、稲川貴之さん（H19卒）の締め乾杯で、和やかに終了いたしました。

本部より会長および事務局長にご参加いただくようになりましてから、現在の大学の状況をお聞きできるように、非常に貴重な機会となっております。今回は、平成24年8月24日（金）18時から札幌市中央区のピアケラー札幌開拓使（23年度と同じ場所です）で開催いたします。会員のみなさまのご参加をお待ちしております。

また、顧問の小納正次さん（S16卒）が、平成23年10月にお亡くなりになりました。長年にわたって、同窓会の法学部北海道支部および東北大学北海道同窓会連合会（前会長）の活動にご尽力くださいました。誠に残念でなりません。この場をお借りしまして、謹んでお悔やみ申し上げます。

（北海道支部事務局 平成4年卒）

岩手支部

斎藤前支部長のことなど

砂山 克彦

斎藤前支部長は、平成23年5月14日亡くなられ、そのお別れ

会が同年7月8日おこなわれ

た。斎藤前支部長は沢山の肩書を持たれ岩手の経済界をリードする立場におられたが、自らの

体調を考えられて役職を退かれ、そのひとつに岩手支部長があ

った。私が支部長はお元気だからと言うと「私も体調が悪いんだ」とおっしゃった。体調が悪いのを押し役職を務めてお

られたんだなと思った。

斎藤前支部長とは岩手経済研究所の理事当時ご一緒する機会があ

ったが、とにかく食事のスピードが速かった。議事後、弁当を食べることになっ

たので私は味わって食べようと思っ

ていたが、斎藤前支部長はもう食べ終わって、爪楊枝を使っ

ておられた。この速さで仕事もやり

遂げてこられたんだなと思われた。

斎藤前支部長は、盛岡コンベンションセンターの会長もお勤

めであった。学会や大会が次々と盛岡で開催されるとい

新聞記事も前会長を喜ばせていることであ

ろう。岩手DC（デステイネーション・キャンペーン）も岩手県を舞台にし4月から6月までJRGグループで開催される。

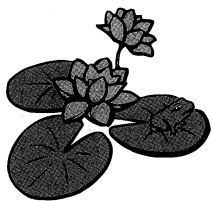
現副支部長の相原さんが、新聞に「幸福量」を政治指標にというテーマで記事を書かれてい

る。その趣旨に全く賛成である。また、もう一人の副支部長は東日本大震災からの復興に忙しく、よくテレビの画面でお目にかかる。私も支部長の地位に後輩に譲ることを考えなければ

と思うこのごろである。

なお、昨年の岩手支部総会は事務局となる県庁関係者が東日本大震災への対応に追われ開催できなかったが今年7月13日に開かれる予定である。

（岩手支部長 S42年卒）



秋田支部

嗟 峨 正 博

秋田支部の総会はこの数年七月下旬に開催されているが、この原稿が印刷された会報が届く頃には二十四年度の総会が開催されているので、タイミングのずれた支部だよりとなっていることは否めない。

二十三年度の総会は大震災の



騒ぎが一段落した平成二十三年七月二十八日、午後六時より秋田市の「ルポールみずほ」で行われた。

本部から清水事務局長と中林准教授を来賓としてお迎えし、会員二十九名の参加で例年通り盛り上った総会となった。

当支部の会員は秋田県庁在職者、出身者が多いが、役員選任では県庁関係者外から、三種町々長三浦正隆氏(S52年卒)が副支部長に、秋田経済研究所々長松淵秀和氏(S50年卒)が監事となり役員構成が充実され今後の会の発展が期待されるものとなった。

懇親会終了後の二次会では清水事務局長、中林准教授の美声も加わり更に盛り上った一夜となった。

(秋田支部副支部長 S31年卒)

宮城支部

一 宮城支部23年総会開催

本部合同総会開催

11月11日、法華クラブで開催。

会員65名が出席、一番の先輩は勅使河原安夫弁護士(S24)で、八六歳のご高齢ながら今でも現

役の弁護士として活躍しておられ、元気なお顔を見せました。

来賓として、秋の叙勲で旭日

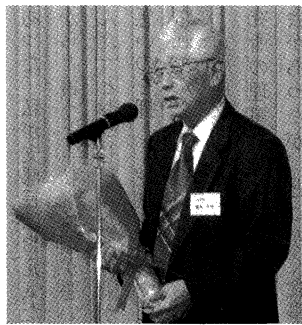
大綬章を受章された前最高裁判事の藤田宙靖名誉教授が出席され、水野紀子同窓会長よりお祝いの花束を贈呈いたしました。

開会挨拶では、水野会長が東日本大震災による東北大学、法学部の被災状況について報告し、全国の同窓生から寄せられた支援や激励に感謝の意を表されました。議事では、平成22年度決算と23年度予算が承認され、また、清水廣行事務局長より「震災のため、同窓会名簿の発行を一年延期し25年発行とする」報告がありました。第二部の懇親会は岡崎隆一常任理事(S42)の司会により阿部純二副会長(S30)の乾杯の音頭でスタート、歓談の中では鈴木彪氏(S44)の「中善東京行進」の話や卒業後三六年にしてはじめて同窓会に参加したという宇留賀孝男氏(S50)、出席者の新

中で最若手の本年三月卒業の新人の三人、そして招待された在学生五人(「東北法学」刊行会、模範裁判実行委員会、無料法律相談所、法社会学研究会、倶楽部国際法グループの代表)の皆

さんが挨拶し、会場から大きな拍手を浴びました。

最後に昨年発足した法科大学院部会会長の伊藤佑紀氏(H18院)が閉会の挨拶をし、続いて全員で元気よく「青葉燃ゆる」を斉唱して締め括りとなりました。



二 第六回東北芝蘭会総会開催
【平成18年設立・東北ブロック居住の法学部OG二三〇名がメンバー・藤田紀子(S43)会長】

12月12日、法華クラブで開催。

法曹界、宮城県庁、東北電力の各界で活躍している会員十名が出席。来賓として水野紀子法学部長をお迎えし、三浦じゅん弁護士(H16)の司会で進行、藤田会長の挨拶に続いて水野先生より「日本における民法の意義―信託法を考える」と題して卓話して頂きましたが、久しぶり



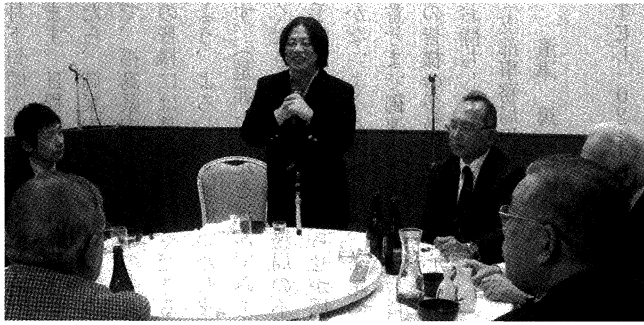
に大学のゼミに参加しているようなアカデミックな雰囲気の中で勉強することが出来ました。第二部の懇親会では、やはり三月の大震災の話がメインの話題になり、各メンバーが各々の持ち場の中で被災者の支援や復旧活動に懸命の努力を重ねている様子が窺われました。また、「酒乱会(?)」とも間違われかねない飲みっぷりで全員意気軒昂、紅い気炎の応酬となり、大変楽しい会となりました。

三 役員幹事懇談会

(上期・下期開催)

在仙会員所属の主要職域グループ(宮城県庁・仙台市役所・七十七銀行・東北電力・法曹界)に東北芝蘭会・法科大学院部会の計七グループの現役

会員の世話役担当幹事と同窓会役員、及び法学部の先生方が一堂に会し、親しく交流する貴重な機会として半年毎に開催しております。また、上期会では伏見岳人准教授に「地方利益論と政党政治―明治政治史の事例か



ら」、下期会では横田正顕教授に「極私的比較論―政治学者の目から見たイギリス、イタリア、日本」と題して卓話をして頂きました。

(宮城支部事務局長 酒井昌弘 S43年卒)

福島支部

「総会を無事開催することができました」

濱津 篤

平成23年10月28日(金)に第32回東北大学法学部同窓会福島支部総会を無事開催することができました。

福島県においては、3月の東日本大震災とともにその後の原子力発電所事故の影響が依然として不透明な状況にあつて、当支部総会を当初の予定どおり開催できたことは、同窓会本部をはじめ、関係者の皆様の御協力のおかげでございます。改めて、御礼申し上げます。

支部総会では、平成22年度事業報告及び決算報告、平成23年度事業計画及び予算案の審議と

ともに、任期満了による役員改選が行われ、支部長に安斎利昭氏(昭和39年卒)、副支部長に村瀬久子氏(昭和45年卒)と野地陽一氏(昭和46年卒)、監事に斎須秀行氏(昭和52年卒)と富田哲氏(昭和54年卒)がいずれも再選され、引き続き2年間の任期でお勤めいただくことになりました。

総会懇親会には、同窓会本部から水野同窓会会長と清水常任理事事務局長にお越しいただきました。水野会長からは、震災後からこれまでを振り返り、東北大学の卒業生である魯迅の言葉「絶望の虚妄なることは、希望と相同じ」を挙げ、「むやみに絶望せず、また、安易に希望を持たずに、今できることを高めていくしかない」との言葉をいただきました。震災以降、これから復興・再生に向かう福島に生きていく私たちにとって、心強い励ましとなりました。

また、当支部恒例となつております小講義では、専門の家族法の分野で、非嫡出子の相続に関する違憲判決や国籍法問題の事例説明から、複雑で、多様な社会の中で、それなりに正当性をもった意見をどのように調整

していくかが、これからの民法の役割であるとの熱のこもった講義をいただきました。レジュメに記載された“A”“B”“X”“Y”といったおなじみの記号から、学生時代の講義の様子が思い出されました。

清水事務局長からは、同窓会の近況を御報告いただくとともに、同窓会報や東北大学出身の著名人による「東北大学ひと語録」の出版、震災後の東北大学のキャッチフレーズ「元氣、前向き、東北大学」の紹介など、母校東北大学に関連する最近の様々な話題を御説明いただきました。

懇親会には21名の支部会員が参加いたしました。法曹界、民間企業、行政分野などにおいて、それぞれ御活躍されている方が、専門分野を超えて、立場を超えて、そして世代を超えて一堂に会し、交流を深めることができるのが同窓会の大きな魅力のひとつです。今回の懇親会においても、その交流を大いに深めることができたのではないでしょう

か。今後引き続き、安斎支部長を中心に福島支部一丸となつて、同窓会福島支部会員の皆様

の親睦を図るとともに、母校東北大学法学部や同窓会本部との絆を一層強めるべく活動をしてまいります。

これからも会員の皆様どなたでも気軽に参加することができ、そして、参加していただいた方には、また来年も参加したいと思えるような、和やかで楽しい同窓会を開催してまいります。

今年度も福島支部総会は、10



月下旬頃の開催を予定しております。日程等が決定いたしましたら、御案内を差し上げますので、福島県内にお住まいの会員の皆様には是非御参加くださるよう、よろしくお願いいたします。(是非一度足を運んでみてください。)

（是非一度足を運んでみてください。）なお、事務局の不手際により、万一お知らせが届かないような場合には、末尾の番号まで御連絡ください。会員の皆様の多数の御参加を心よりお待ちしております。

(支部事務局担当

濱津 篤(はまつ あつし)

(平成5年卒)

TEL 02419444470

東京支部

時を得て次の世代へ

薬師寺 宏子

平成23年11月4日(金) 学士会館にて、平成23年度の総会が開催されました。

午後6時より支部総会、同20分より中里妃沙子氏講演、7時より懇親会という魅力的な構成。120名以上の出席を頂

きました。

支部総会は、会務報告、会計報告、新しく昭和51年卒の桜井実氏、昭和52年卒木庭和信氏が新理事として承認されるなど、例年通りつつがなく進行。最後に仙台から駆けつけて下さった、4月に法学部長に就任され同時に本部の同窓会長も務められる水野紀子教授より母校の最近の報告が有り、昨年の震災ではライフラインの復旧にかなりの時間がかかったこと、キャンパスでも第三講義室の天井が崩落するなど被害があったこと、『そんな中で皆さんの後輩は、ボランティアに積極的に関わったり、頑張っていますよ。どうぞ暖かく見守って下さい。』という言葉が有り、大震災とその後

の仙台で大学生活を送る事になった後輩たちに思いを馳せました。

例年との相違は、事前の理事会です。庄司会長より退任の意向が伝えられており会長とともに東京支部の発展を牽引されて来た、樋口副会長、佐藤事務局長も退任される事が発表され、今までのご尽力に心から感謝する気持ちと同時に寂しさを感じざるを得ない総会でもあつ

たこと。ただ、これからも、名誉会長、顧問として、引き続き

会を見守って下さるといふこと、庄司会長が兼ねてから切望しておられた、清野副会長が多忙という万難を排して会長を引き受けて下さったこと、清野新会長と同期で、長く事務局次長として佐藤氏を支えて来た澤田氏が事務局長に就任されたこと、すべてに時があると実感した出来事でした。

初代会長は安西浩氏、二代会長は石原俊氏、三代会長が庄司昊明氏、そして清野智会長とこれからまた法学部東京支部同窓会の新しいページが開かれるこ

とでしよう。

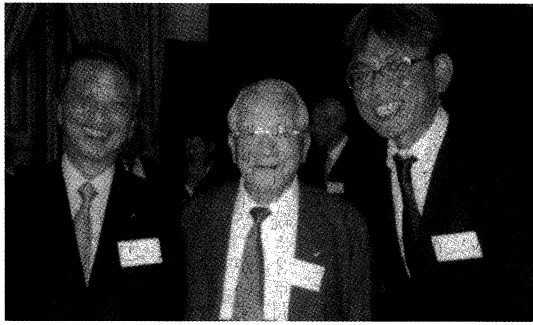
続いて、中里妃沙子弁護士の『昨今離婚事情あれこれ』と題する講演。

予定していた1100年ぶりの民法改定についての講演は、改定が見送られたという事情も有り、『離婚したい』という、インパクトのある題の本を、9月に出版したばかりの中里氏に、離婚相談を多数受けられた経験から見えてくるものについてお話を頂きました。『敢えて自分からこのような講演を聞きに行くのは難しいので大変参考になった。』と好評でした。座った座席により、本をプレゼントというサプライズが有り好評でしたが、家に黙って持ち帰って置いておいたら家庭内に波紋を

広げそうで、持ち帰られた皆様、大丈夫だったでしょうか。いろいろな角度から離婚時の損得を比較衡量して、どうすればより良い離婚が出来るかアドバイスしているようで実は感謝の念を忘れず、それを表現するように心がけることで、離婚しないで幸せな人生を送って欲しいという氏の親心を感じました。最後に『という話をしている私はまだ結婚の経験が無いのです

が、』と会場の笑いをさそい、身につまされて聞いていた諸先輩、後輩を安堵の思いに誘いやかな雰囲気講演は終了しました。

続いて場所を変えての懇親会。今年で2年目の進行を務める山本氏は既に何年も担当されて来たかのような安定した進行ぶり。今年事務局顧問になられた尾口氏も、昨年の進行を逐一見守るようなサポートでは無く、今年は初参加の若い女子卒業生を壇上にエスコートして自己紹介をして貰い、会場を華やかなムードに盛り上げられるな



ど、サポートというものはいろいろな形が有るのだと、また教えられたひとときでした。

今回は2012年11月2日(金) 学士会館にて本部総会との合同で開催の予定です。

WEBサイトも立ち上がりましたので、是非ご覧下さい。東

北大学同窓会東京支部で検索すればすぐ出て来ます。

(東京支部会事務局次長 S58年卒)

新潟支部

新潟支部総会を開催します!!

本間 俊一

新潟支部からご報告致します。長年、新潟支部長を務めていた

ただいた丸新グループ会長の新津義男様が、平成23年12月27日

にご逝去されました。昭和21年に石油販売業の丸新産業を設立

され、新潟市教育委員会委員や県石油業協同組合理事長、テレビ新潟放送網社長などを歴任

されました。新津支部長は、温厚な人柄で

いつも暖かく後輩を見守り、新潟支部の大黒柱として、物心両面にわたり支えていただきました。特に、人と人との交流を大切にされ、地元経済界の重鎮にもかかわらず、気さくで若い後輩へも細かな心配りをされるジェントルマンでした。

毎日お昼過ぎには、社主を務める会社隣接する新潟グラウンドホテルへ出向き、ラウンジ内の、いつも同じ席でたずねでおられた姿を懐かしく思い浮かべることが出来ます。心からご冥福をお祈り致します。

新たな支部長を選出するたため、本年11月10日(土)午後6時から、新潟グラウンドホテルで新潟支部総会を開催致します。

幸いなことに、山田寿弁護士(S55年卒)から事務局を担当していただけるのとご諒解をいただきましたので、9月上旬に支部会員あて開催案内を発送できる運びとなりました。

久々の支部総会ですので、多くの皆様から、奮ってご参集いただき、懇親・交流を深めていただきますようお願い申し上げます。

(S54年卒)

東海支部

東海支部総会のご報告

梶田 晋

平成24年4月24日(火)午後6時30分から、名古屋市は納屋橋の料亭「鳥久」において、仙台から法学部同窓会長の水野紀子教授、及び同窓会本部の清水廣行事務局長にお越しいただき、恒例の東海支部同窓会総会及び懇親会が開催された。

参加者は、上記お二人のほか、当支部会員が昭和29年卒の藤山祐司支部長から平成24年卒の菅原祥文会員まで18名、経和会(経済学部同窓会)から伊藤伍郎副会長はじめ3名、合計23名であった。昨年の参加者は、震災直後でもあり、東海支部会員のみであったが、本年は、従前どおり、仙台から同窓会長及び事務局長をお迎えし、経和会か

らのご参加もいただくことができた。また、昨年初参加の方が本年も引き続き参加されるとともに、本年初参加の3名の方がいずれも来年以降も引き続き参加する意向を表明された。

参加者の顔ぶれが固定されつつあった中で、2年続けて初参加の方がいらっしゃることは、参加者の裾野拡大に向けて喜ばしいことである。

まず総会の議事に入ったが、議題である決算承認の件は直ちに承認され、引き続き水野同窓会長の乾杯のご発声で懇親会となった。名物の鳥鍋をつつきながら、卓毎に会話が弾んだ。座が盛り上がったところで、参加者一人ずつ自己紹介と近況報告などをしていただいた。水野同窓会長からは、東日本大震災の被災地に是非足を運んで現状を見ていただきたい、テレビで見ると現場で見るとは全く印象が異なる、とのお話があった。参加者の中にも、実際に被災地に足を運んだとか、東北旅行を予定している、などといった話をされる方もあった。

宴の最後は参加者全員が肩を組んで学生歌を合唱し、手締めでお開きとなった。

最後になりますが、この会報をご覧の東海地区(愛知、岐阜、三重、及び静岡)在住の同窓各位におかれましては、来年以降の総会懇親会に是非ご参加いただきたく、お誘いを申し上げます。

大阪支部

梅森 史子

す。上記のとおり、ここ2年ほどは初参加の方にお越しただいて、親睦を深めさせていただいております。例年、3月初めに中旬ないし下旬に開催しております。もつとも、幹事において把握しきれない同窓各位もおられることと存じますので、ご案内が届いていないという方は、ぜひ私宛にご一報いただければと存じます(連絡先0521-22116871(野浪・梶田法律事務所)。(平成8年卒)

平成24年1月20日(金)午後7時から、今年も大阪支部同窓会が開催されました。場所は、お馴染みのスーパードライ梅田(大阪・梅田フェニックスタワー地下1階)です。受付開始時刻の午後6時30分には、諸先輩方を先頭に続々と会場入り。昭和28年卒から平成22年卒まで、50名近くの皆様にご出席いただき

ました。今年は、支部長の黒田京子先輩、事務局の野村剛司先輩をはじめとする諸先輩方の広報活動が実を結び、たくさんの方の手、初参加の皆様にご出席いただきました。おかげさまで、弁護士が多いけれど多様な経歴の方がおられ、男性が多いけれど女性もいて、関西弁が多いけれど標準語も聞こえる、どなたにとっても馴染みやすい構成となりました。

仙台からは、法学部長兼同窓会長の水野紀子教授、本部事務局長の清水廣行先輩にお越しいただきました。また、今年も広島から、同支部長の桑江康一先輩にご出席いただきました。

同窓会の冒頭、昨年、支部長に就任された黒田先輩に開会のご挨拶をいただきました。大阪支部の同窓会といえば、先代支部長の故大錦義昭先輩の歌で始まるのが恒例でした。これを踏襲して昨年は美声をお聞かせいただいた黒田先輩ですが、残念ながら今年のご辞退されるとのこと。来年は、期待したいところです。

ところで、今回の同窓会は、東日本大震災後、初めて開催されました。



水野先生からは、法学部や法科大学院の被害状況が伝えられました。併せて、平成24年度の大学、大学院志願状況が思わしくなかったとの報告もあり、今なお震災の影響が色濃く残っている様子がうかがえました。昭和44年卒、平尾孔孝先輩の音頭のもと、乾杯。そして、歓談が始まりました。歓談中は、初参加の皆様を中心に近況報告をいただく傍ら、航空写真で変

わりゆく川内キャンパスの様子を確認したり、卒業年度の近い者同士で履修した講義の話をしたりと、大盛り上がり。そもそも仙台に行く機会自体が少なく、行ってもなかなか川内キャンパスまで足が伸びない関西在住の私たちにとって、同窓会は、東北大を語るほとんど唯一の機会かもしれません。

水野先生のお話の中に、「人はいろんなアイデンティティをもって生きている。私のアイデンティティは、東北大学部長がその大半を占めている」との言葉がありました。なるほど、同窓会は、東北大同窓生のアイデンティティを確かめることのできる、貴重な場なのですね。

締めは、昭和44年卒、山本敏信先輩のエールとともに、恒例の学生歌斉唱です。2時間の同窓会は、あつという間のお開きとなりました。

来年の大阪支部同窓会は、平成25年1月25日(金)午後7時から、スーパードライ梅田で開催されます。今年出席いただいた皆様も、そうでない皆様も、関西にいるとなかなか感じられない「東北大同窓生アイデンティティ」を、ぜひ、同窓会

の会場で感じていただければと思います。

(大阪支部理事 平成16年卒)

【大阪支部連絡先】

大阪市北区西天満3-3-17

ルアンジュ南森501

黒田京子法律事務所内

東北大学法学部同窓会大阪支部

支部長 弁護士 黒田京子

電話 06-6363-0068

広島支部

風呂橋 誠

広島支部では、平成23年6月4日(土)午後5時30分より、第5回総会と懇親会を開催しました。

総会では、まず、同窓会本部の清水事務局長が、水野紀子同窓会長のメッセージを読み上げられました。広島支部では、今回、出席者全員に、東日本大震災地震発生直後の様子を記録した写真集(河北新報社)を配布しました。その上で、大震災による母校の被害状況や復旧に向けた取り組みを聞き、出席者一同、胸を熱くしました。

つぎに、黒田京子大阪支部長



から、来賓挨拶をいただきました。亡くなられた大錦前大阪支部長の想い出や、黒田支部長と広島との意外なご縁など、両支部の結びつきが深まるお話でした。

その後は、恒例の懇親会が楽しく行われ、これもまた恒例となっている、日本酒の美味しいお店での二次会で、みんな大いに盛り上がりました。

ところで、私は、個人的に、平成23年8月と11月に、仙台に行きました。欠陥住宅問題に関する会議に出席するためでしたが、津波被害のほかにも、造成宅地の崩壊や液状化など、深刻な被害がたくさんあったことを

知りました。久しぶりに、母校を歩いてみて、懐かしさもありましたが、大学施設の被害状況を目的の当たりとして、水野同窓会長のメッセージを思い出ししました。

速い広島支部から、母校や第二の故郷である仙台の復興を願いつつ、微力ではありますが、お手伝いをしていきたいと考えております。

(広島支部幹事 S62年卒)

同期会だより

沖和のつとめ (鎌倉中善会)

四月十四日(土)鎌倉は、春雨けぶる葉ざくらの風情でした。ことしは、本学から水野紀子教授が、お忙しい中ご参加下さいました。

初参加は、鎌田さん(昭39農学部卒、建長寺修行僧)です。最年長の飯沼さん(昭23卒)始め、大半は七十代ですが、中川先生の講筵に連なった各年次に亘る四十名でした。

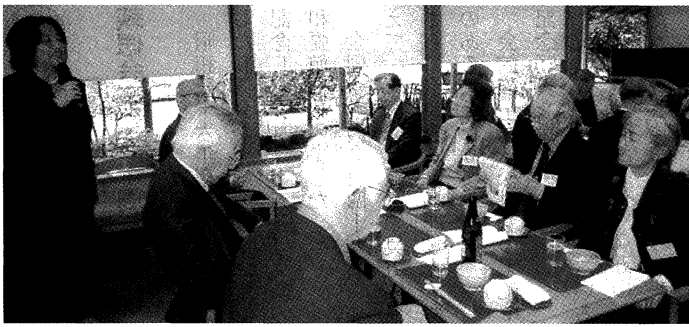
以前「日本の先輩後輩の関係は、洗練された開明的な上下関係だ。」との評があることを、樋口陽一先生から伺っていたことがあり、正にこの集いも、さだめしかかる雰囲気終始しているようです。いつも寛いだ閑日月です。

毎回、惜しみなく会務を司る小野さん(昭35卒)からは、前以て沖和会ニュースとして会員の近況や心境などお知らせいただいています。加えて今回は水野先生の「法学部の魅力って何?」(蛭雪時代)「災害と想像力」(榉、巻頭言)「法学部の現在」(研究科長あいさつ)コピーが配られておりましたので、恰好の話題となりました。

飯沼先輩は「本質に切込む先生の覚悟が、切々と迫ってきた。」と感想を述べられました。会の席上、水野先生から①東日本大震災に今なお地道に献身している学生の活動ぶり②各地の同窓会活動に見る本学ならではのアイデンティティと伝統的な連帯感③中川学説と自分の位置について伺いました。

新旧交歓の会席ながら、聊か衰脳の老輩にも肚に応える温故知新のこととなりました。

又期せずして、この四月上梓された「わが心の中善徒歩旅行」(中善はぎの会)につき、大林、菅原さん(昭39卒)から披露され、菅原さん(昭39卒)から披露された。鬼籍に入られた方々も悼みつつ、後輩達の発展ぶりも窺い知ることができて、ご師徳の感慨を新たにされた次第です。中善並木のさくら、ことは四月二十五、六日頃満開でしたとのこと清水事務長からの報せです。



会席では、昭和43年講書始「家族史の研究」から先生の声を拝聴し、あの講義様子を偲びました。

坪井さま(ご遺族)始め沖繩の兼城さん(昭34卒)北海道の笠井、今野さん、岡山の阿部さん、金沢の菅井さん、仙台から深谷、小山さん等遠来の方々からもスピーチいただきました。

明年は、四月十三日(土)の予定です。東北の復興と国の発展を折り、互いに健安にて親しく交流できる機会となるよう望んでおります。

文責 秋山 嵩(昭36卒)

35J会

平成24年度 「35J会」開催される!

この3月5日、恒例の「35J会」が開催されました。

「35J会」とは「昭和35年法学部入学」仲間の会合です。入学が一緒でも、諸般の事情から卒業年次は結構ばらついていることから、私達は最初から入学年次で集まって、「35J会」として毎年開催してきておりま

す。そして、その開催日は、この数十年「35」に因んで、毎年「3月5日」と決め、開催場所も、普段は東京で、節となる年(凡そ5年毎、最近では一昨年入学50年時)は仙台方面で・・・というように決まっております。

幹事役は、以前は就職した業種単位で輪番に担当してきましたが、ほとんどの方が現役を引退した昨近は、あいうえお順で持ち回りにしております。と言うわけで、今年は、私ども「ま行」わ行」の連中が幹事役を担当した次第です。

今年、皆さん古希を迎えたことでもあり、「夜の会合でなく昼の時間にする」、「会場を交通の良い東京駅前のホテルにする」、「コンパニオンはもう卒業する」などの若干の「改革」が行われ、3月5日(月)12時より東京駅・八重洲口の八重洲富士屋ホテルで開催されました。

今回の参加者は、関西および仙台からも駆けつけて頂き、44名を数え、会は、この1年の間に亡くなられた4人の仲間(馬瀬隆之君、今野厚君、中野頼人君、日出英輔君)と東日本大震災で亡くなられた方々への黙祷



秋徳会

秋徳会卒業五十周年の集い

K俳壇で一席入選となった黒田君の「蕨の臺三つ四つ庭の手柄なり」が披露され、併せて、東日本大震災を詠んだ句「わたつみの一撃春の昼を割き」「三月の十日に続く大きな忌」等の紹介があり、震災への思いを新たにしました。

時間が進むと共にお互い昔の「仲間」に戻り、懐かしく語り合い、昔の話や遊びの話・健康の話に大いに盛り上がり本当に楽しいひとときを過ごすことが出来ました。最後に、「青葉燃ゆる」を全員で歌い、記念写真を撮って、元気で来年の再会を約束して散会しました。

次回は、あ行が幹事です。写真はその時の記念写真です。写真の顔はいかにも「老人」ですが、気持と心はみんな「青年」ですよ！

でスタートしました。仙台から代表参加した清水君と横山君から、東日本大震災についての仙台の仲間の状況（皆さん大変な目にあつたが、幸いに亡くなつた方はいない）や母校・東北大学の被害・復興計画の状況などを詳しく伺い、政治をもたつきを嘆くと共に、一日でも早い復旧・復興を願つた次第です。その際、今年2月NH

葉燃ゆる」を全員で歌い、記念写真を撮って、元気で来年の再会を約束して散会しました。次回は、あ行が幹事です。写真はその時の記念写真です。写真の顔はいかにも「老人」ですが、気持と心はみんな「青年」ですよ！

今年の幹事／陸田達夫、茂又彰敏、山根明穂、渡部正和、渡辺幸男、松田純司（記）

昭和三十六年卒業生を中心とした秋徳会が、卒業五十周年を記念し、十月二十五日昼高輪の和彊館に集いました。全国からの会員四十九名に加えて「天国先行組」の奥方四名さらに会員夫人五名を加え、彩のある会となりました。会館の中庭で松村君の采配で記念写真を撮影。冒頭兼田会長より「いろいろあつたが総じて幸いな五〇年だった」と挨拶の如く、私共の半世紀は、在学時の安保闘争を経て社会人となるや所得倍増政策に大きく舵を切られて以来高度成長による世界第二位のGDP国への発展、そしてバブル崩壊、現在の経済低迷と大きなうねりの中でそれぞれが歴史に参画した立場からは誇りと悔みが混在しながらも無事に生きて、一同会せられたことは何よりも幸せと言えるでしょう。



会は、大槻君の名司会で進められ、物故者三十名への黙祷、桃井君（佐渡在住）の発声による乾杯の後、吉田幹事から本会発足以来の経緯と近況報告があり、改めて旅行や様々の会合等様々な活動の中で交流を深めてきたことを回想し、杜の都の窓に結んだ縁が世に出た後の人生の貴重な支えであったことを確認しました。

五十周年の会を催すにあたり記念事業は何かならうかと思案のところ、仙台在住の及川君より、今年も「模擬裁判」があるが東北大震災もあつて財政多難だろうから応援しようと呼びかけあり、当日会場でカンパを集い些少ですが及川君を経て寄付いたしました。後日、知人から「模擬裁判奮闘記」を掲載した河北新報が届き、ささやかな志が少しは役だったかと安堵しました。その昔不肖の実行委員長だった私としては、当時のそれなりの苦心や仲間たち挙げての協力を想起し改めて感慨を催しました。

恒例の全員一分間で終わらず、皆さん一分間で終わらず、「二期一会」の想いを吐露され、それぞれがあと先も大小もない

ら高山君、盛岡から岩淵・吉田両君、仙台から小山・赤木両君、佐渡から桃井君、長野から小野・古越両君、神戸から岡田・沖両君。

足跡をしっかりと残してきた集団であるという思いを抱きましました。これからを大切に。そして、次の出会いを」

「ご夫人方にもスピーチをお願いたしましたが、ご主人をな

くされた千代窪夫人、阿部夫人、

山田夫人、岩崎夫人の方々が、

亡き友の志を継いで公私にわた

り気強く歩んでこられたお話は

感動しました。筆者は密かに「な

でしこ妻」と呼ばせて頂きなが

らお聞きしました。

最後に、全員で青春に帰って

合唱しました。プロデュースは

秋山幹事、ピアノ伴奏はプロ声

楽家梶井智子さん。歌は、故中

川善之助先生作詞「惜別」には

じまり「ともしび」「古い顔」

「上を向いて歩こう」「青葉城恋

歌」「仰げば尊し」「ふるさと」

そして最後に「青葉もゆるこの

みちのく」全員が五十年前の童

顔にかえって心をこめて歌いま

した。

梶井さんには「ジャンニスキ

ツキ・私ノお父さん」「ウイー

ンワが夢の街」を素晴らしいア

リアで唄って頂き会に彩を添え

てくださいました。

かくして、大節目の友垣固め

なおしの宴は終わりました。青

田幹事の中締め言葉よし。

最後に一首

「宴果てて

交わり深きともがらへ

心ひそかに一期を謝しぬ」

(S 36年卒 加藤 満)

プラマイ会

40周年記念会 (プラマイ会) 2012年

昭和43年入学か47年卒業の仲間の中でプラマイ会を結成している。年に2回、東京にて定例会を開催しているが、今回で42回目、丁度卒業40周年を迎えることから会場を仙台に設置して記念の会を開くことになった。

まず場所と日程である。仙台側の幹事は鈴木敏明さんをお願い

をする。昨年11月末には連絡が入った。5/19(土)とするこ

と。「青葉まつり」の日らしい。場所は一番町のスマイルホテル

3階の「シェルブール」。

これを基本に連絡方法を練った。まずイントラネットの再

構築から始める。古いものが



る。19日の14時半から受付開始である。総勢23名、名簿の対象は一応135名だから参加率は17%である。40名を目指したが、いろいろな都合がありこ

うなった。15時から開始。乾杯に続き、近況

の3分スピーチ。仙台在住が8名、地方?が

15名。40年ぶりに会った友もいる。みな昔の

面影はどこに残っている。大阪、富山から

駆けつけてくれた友もいる。外からは

「すずめ踊り」の囃子や太鼓の音が聞こえて

くる。今回の震災関連の話も多く出た。身に

つまされる。両親の介護の話もある。悠々自適に暮

らしている友もあり。40年の歩

みを3分で語ろうとするから大

変だ。人により3分が5分と伸

びて行く。一応3時間確保さ

れているので大丈夫と思った

が、話がついつい長くなる。22

名、スピーチが終わり、不参加

の友人たちの消息を述べ、次な

る学生歌へと進む。鈴木さんが

大きな文字の歌詞を用意してく

れた。あの懐かしい時代に帰る

大声で歌う。佐藤均さんの指導

でエールの交歓をして、記念写

真に納まった。今回は青葉まつ

りに合わせての開催でたっぷり

と「すずめ踊り」を堪能でき

た。踊り手の笑顔に確かな復興

の兆しを見るようだ。

参加者は受付順に古谷昭二、

西尾真、萩原孝次、瀬野俊樹、

山内容、島田武幸、川上雅人、

本田正則、杉本哲郎、佐藤雅春、

守屋美比古、鈴木俊彦、佐藤均、

伏見和史、鈴木敏明、中居康史、

菅野純一、菅原悦郎、菅原通孝、

名倉里司、小林伸一、林時彦、

和田義則の諸君だった。

今後も5年に一度は仙台での

開催を決めている。

世話人 和田義則

(S 47年卒)

メール: norichannu@yahoo.co.jp

携帯: 080-1213119553

イントラ: puramakai2@yahoo.co.jp

おくやみ (敬称略)

(平成二十三年度に判明された方)

逝去年月

卒年

H 23 3	酒井孝太郎殿	S 10 3
H 23 5	田内 武男殿	S 10 3
H 23 10	加藤 正吾殿	S 12 3
(不明)	松本亥三男殿	S 13 3
H 23 3	佐藤 洋殿	S 14 3
H 22 10	林 良平殿	S 15 3
H 23 10	小納 正次殿	S 16 12
H 19 9	菊池 博昌殿	S 16 12
H 18 1	井口 孝文殿	S 19 9
H 21 8	田中 彌六殿	S 19 9
H 21 3	中村 泰男殿	S 19 9
H 23 2	柳本 佐朝殿	S 19 9
H 23 12	新津 義雄殿	S 21 9
H 19 11	百崎 平三殿	S 21 9
H 12 8	山田豊太郎殿	S 22 3
H 15 11	手塚 正夫殿	S 22 9
H 23 6	嶺岸起志夫殿	S 22 9
H 22 12	若林 一郎殿	S 22 9
H 20 10	井島 誠夫殿	S 23 3
H 22 9	館 忠彦殿	S 23 3
H 22 5	垂井 一郎殿	S 23 3
H 23 1	井上 英昌殿	S 23 9
H 22 12	和泉 常夫殿	S 24 3
H 21 2	菅野 彬郎殿	S 25 3
H 21 12	畑中 俊雄殿	S 27 3

H 23 1	船水 宏殿	S 28 3	H 23 12	阿部 昌弘殿	S 35 3
H 22 11	本間 力殿	S 28 3	H 22 10	守屋 好子殿	S 35 3
H 21 7	小堀 勝義殿	S 28 3	H 24 4	桃原 正輝殿	S 36 3
H 22 2	阿部 和男殿	S 29 3	H 23 3	内沢 一典殿	S 37 3
H 16 9	小野寺 厚殿	S 29 3	H 18 12	岡田 晴彦殿	S 37 3
H 23 3	池島十志夫殿	S 30 3	H 24 1	富永 長建殿	S 38 3
H 21 9	及川 崇殿	S 30 3	H 23 6	今野 厚殿	S 39 3
H 22 9	田代 恒夫殿	S 30 3	H 23 12	中野 穎人殿	S 39 3
H 24 2	藤島友三郎殿	S 30 3	H 24 1	日出 英輔殿	S 39 3
H 22 9	渡部 房夫殿	S 30 3	H 23 9	馬瀬 隆之殿	S 40 3
H 23 10	真壁 健二殿	S 32 3	H 23 7	堀川 義晃殿	S 43 3
H 22 8	森谷 滋殿	S 32 3	H 23 9	根本 勝博殿	S 44 3
H 20 2	山崎 道男殿	S 32 3	H 22 7	松尾 良風殿	S 45 3
H 22	阿部 允殿	S 33 3	H 19 10	滝沢 良和殿	S 46 3
H 22 8	富塚 圭介殿	S 33 3	H 23 1	小崎 三郎殿	S 49 3
H 23 2	河村 康夫殿	S 34 3	H 23 7	青木 大造殿	S 63 3
H 24 3	小島 康裕殿	S 34 3			
H 22 10	中澤 芳郎殿	S 34 3			

謹んでご冥福をお祈りいたします。

【会員の皆様へのお願】

- 一、年会費(三〇〇〇円)の振込は忘れない
前払の学生・十年未満の終身会員・特別会員を除く全員
- 二、「特別寄付金」の受付は、何時でもOKです
卒業年・氏名・特別寄付金であることを明記願います
- 三、住所変更・死亡通知などは、出来るだけ早く
本部事務局にて、原則として月・水・金の午前中受付
(TEL・FAX・メールいづれでもOK)
- 四、同窓会の役員になり、積極的に協力する
本部・支部・同期会・各種グループを問わない

編集後記

で、今後もよろしく願っています。

○東日本大震災から1年が過ぎ、法学部第一講義室と第二講義室を結ぶ2階廊下の修復が進んでいます。学内行事はほぼ平常に復帰して例年通りの学園生活が戻ってきました。しかし仙台市内では以前にもましてビルやマンションでの補修工事が目につきます。青葉城跡でも大型バスの入る駐車場崖の崩落がひどく、コンクリートの防護壁設置工事が行われ緑の風情が失われました。隅槽から城跡に上る坂道はまだ閉ざされています。沿岸被災地では未だに津波被害の跡が色濃く残ったままで、復興の足取りはなかなか進んでいないように見受けられます。

○各支部で開催された支部会合に足を運び、学内状況・震災状況を伝え続けた一年でした。それぞれの場所でお寄せいただいた関心の高さ・お見舞いや激励に元気づけられました。あらためてお礼を申し上げます。本部だよりでもご報告してあります。が、例年にも増して新しく同窓会費をご納入いただいた方が増えたことは、同窓生の被災地への思いの発露と有り難く受け止めております。同窓会費は同窓会活動推進のエネルギーですの

○会報に読物を増やそうと新たな試みをいくつか始めてみました。一つは「温故知新」と名付けたページで、木村先生・中川先生・柳瀬先生はじめ昭和一〇年代の法文学部での少壮教授として活躍されていた頃の随想を中心に、学部を離れた先生方の随想を発掘して掲載します。いま一つは日本法制史をご担当され本年退官された吉田先生に、仙台藩にまつわる法制史上のこぼれ話を連載いただこうと企画しました。色々な会合で格好の話題作りになると確信しています。

○現在当同窓会には十二の支部があります。その中でしばらく学部同窓会としては休止状態であった青森支部・新潟支部でも再開の動きが加速しています。該当地区におられる会員の皆様には積極的にご参加されますようお願いしております。

○北海道支部会合に参加した折、北大の総合博物館を訪れました。東北帝国大学時代からの大学の発展が見事に整理され展示されており、本学でも史料館の拡大充実が必要ではないかと感じさせられました。

(清水)